

第四十六回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第 八 号

昭和三十一年二月十八日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事 日井 莊一君 理事 原田 憲君

理事 藤井 勝志君 理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

天野 公義君 理事 伊東 正義君

岩動 道行君 宇都宮 徳馬君

大泉 寛三君 大久保 武雄君

奥野 誠亮君 押谷 富三君

金子 一平君 木村 剛輔君

木村 武千代君 小山 省二君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

濱田 幸雄君 福田 繁芳君

藤枝 泉介君 渡辺 美智雄君

下田 政巳君 佐藤 觀次郎君

田中 武夫君 以松 祐治君

野原 覺君 日野 吉夫君

平林 剛君 松平 忠久君

春日 一幸君 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

國務 大臣 山村 新治郎君

出席政府委員

内閣法制局 參事 吉国 一郎君

(第三部長)

大蔵政務次官 額 彌三君

大蔵事務官 泉 美之松君

(主税局長)

大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長)

通商産業事務官 山本 重信君

(通商局長)

委員外の出席者

總理府事務官 (経済企画庁調 庭山慶一郎君)

(警察企画庁調 警務參事官)

日本輸出入銀行 森永貞一郎君

總裁 坂井 光三君

專門 員 拔井 光三君

二月十七日

委員野原覺君辭任につき、その補欠

として石田有全君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員石田有全君辭任につき、その補

欠として野原覺君が議長の指名で委

員に選任された。

二月十四日

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九五号)

附則第五條第一項の表を次のように改める。

物品 名

附則第三條第一項に規定する物品

附則第三條第二項に規定する物品

附則第三條第三項に規定する物品

附則第三條第四項各号に掲げる物品

附則第五條第二項の表を次のように改める。

免 除 の 規 定

新法第十八條第一項

新法第二十三條第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項

追 徴 の 規 定

同法第十八條第八項

同法第二十三條第三項

同法第五條第三項

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九六号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九五号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九六号)(予)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五一號)

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三六号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五号)

○山中委員長 これより會議を開きま

す。

物品税法の一部を改正する法律案及

び印紙税法の一部を改正する法律案の

兩案を一括して議題といたします。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十一年法律第四

十八号)の一部を次のように改正す

る。

第十七條第七項中「その移入した

日から十日以内に」を削り、「に提出

し」を「に、その移入をした日から

十日以内(政令で定めるところによ

り当該税務署長の承認を受けたとき

は、当該移入をした日の属する月の

翌月十日までに提出し」に改める。

附則第三條第一項中「昭和三十

九年三月三十一日」を「昭和四十

一年三月三十一日」に改め、同條第三

項を同條第四項とし、同條第二項中「附

則第一條第一号から第四号まで」を

「附則第一條第三号及び第四号」に

改め、同項を同條第三項とし、同條

第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十一年十月一日から昭和

四十一年九月三十日までの間にそ

の製造に係る製造場から移出さ

れ、又は保税地域から引き取られ

る附則第一條第一号及び第二号に

掲げる物品に課されるべき物品税

の税率は、新法第十四條の規定に

かわらず、その価格の百分の十

とする。附則第四條を次のように

改める。

附則第四條 削除

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九條第一項（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九條（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）

附則第七條第一項中「旧法第十一條第一項」を「改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第十一條第一項」に改める。

附則第十二條第一項の表中

附則第一條第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日
附則第一條第二号に掲げる物品	昭和三十九年十月一日
附則第一條第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日
附則第一條第二号に掲げる物品	昭和三十九年十月一日

附則第一條第一号に掲げる物品

昭和三十七年十月一日

附則第一條第二号に掲げる物品

昭和三十七年十月一日
昭和三十九年十月一日
昭和四十年十月一日

昭和三十九年四月一日

附則第三條第一項に規定する物品

に、「附則第三條第三項」を「附則第三條第四項」に改め、同条第二項第一号中「昭和三十九年十月一日」を「昭和四十年十月一日」に改め、同項第二号中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項第三号中「附則第三條第三項第一号」を「附則第三條第四項第一号」に改め、同条第四項中「二十日」を「一月」に改める。

同法第七條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第二項又は第十條第二項（これらの規定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第八條（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百二十二号）第二條第一項

附則

- この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に課した、又は課すべきであった物品税については、なお従前の例による。

理由

昭和三十七年度以降暫定軽減税率の適用を受けている課税物品の生産及び取引の実情にかえりみ、当該物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置ほか二品目につきその適用期間を二年間延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六條ただし書を次のように改める。

但し左ノ各号ニ規定スル方法ニ依リ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税ニ相当スル現金ヲ政府ノ納付シテ税印ノ押捺ヲ受クル方法

二 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ノ納付シ且政府ノ定メタル書式ニ依リ表示ヲ為ス方法

三 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ノ納付シテ印紙税額金納付計器（政府ノ指定シタル計器）ニ政府ノ公示シタル形式シタル形式ノ印影ヲ生ズベキ印（以下納付印ト稱ス）ヲ付シタルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ印紙税額ニ相当スル金額ヲ明示シ納付印ノ押捺ヲ為ス方法

第六條ノ三中「前二條ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル」を「前項ニ規定スル」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

政府ハ前二條ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過額納付ル場合ニ於テ当該規定ニ依リ現金ヲ以テ納付スル印紙税ニ充タスベキ旨ヲ請求アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該充タラシメコトヲ得第六條ノ三の次に次の二條を加える。

第六條ノ四 印紙税額金納付計器ヲ設置セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クベシ政府ハ前項ノ承認ヲ与フルニ當リ印紙税保全上必要アリト認ムルトキハ当該印紙税額金納付計器ノ設置及使

用ニ付条件ヲ付スルコトヲ得
第一項ノ規定ニ依リ設置ヲ廃止セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ
第一項ノ規定ニ依リ印紙税額金納付計器ノ設置ニ付政府ノ承認ヲ受ケタル者ハ本法若ハ本法ニ基ク命令又ハ第二項ノ規定ニ依リ付シタル条件ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第六條ノ五 納付印又ハ当該納付印ノ印影ニ紛ハシキ外額ヲ有スルモノヲ生ズベキ印ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ製造、販売又ハ所持スルコトヲ得ズ

第九條の次に次の二條を加える。
第九條ノ二 印紙税額金納付計器ノ販売業又ハ納付印ノ製造業若ハ販売業ヲ為サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベ

シ之ヲ休止又ハ廢止セントストキ亦同シ

第九條ノ三 印紙税現金納付計器ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税現金納付計器、政府ノ指定シタル計器、納付印及第六條ノ五ニ規定スル印ノ受入、貯蔵又ハ販賣ニ関スル事業ヲ帳簿ニ記載スベシ納付印ノ製造業者又ハ販賣業者ノ製造又ハ販賣スル納付印及第六條ノ五ニ規定スル印ノ付亦同シ

第十條に次の一項を加える。
印紙税現金納付計器、納付印、第六條ノ五ニ規定スル印、印紙税現金納付計器ノ販賣業者ノ所持スル政府ノ指定シタル計器又ハ前條ニ規定スル者ノ所持スル同条ノ規定ニ係ル物件ノ製造、受入、貯蔵若ハ販賣ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ハ当該官吏之ヲ検査スルコトアルベシ
第十一條第一項中若ハ表示ヲ為サズを、表示ヲ為サズ若ハ納付印ノ押捺ヲ為サズに改める。
第十二條を次のように改める。
第十二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一 第九條ノ二ノ規定ニ依ル申告ヲ為サズ又ハ詐リタル者
二 第九條ノ三ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ為サズ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者
三 第十條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者
第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六條第三号ノ規定ニ依リ押捺セラレタル印影ヲ改変シ又ハ其ノ印影若ハ之ト粉ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ作成シタル者
二 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六條ノ四第一項ノ規定ニ依リ其ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙税現金納付計器ニ不正ナル操作ヲ加ヘタル者
三 第六條ノ五ノ規定ニ違反シタル者
第十四條中「前條」を「第十三條」に改める。
第十四條ノ二中「第十三條」を「第十三條ノ二」に改める。

附則
一 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
二 この法律による改正前の印紙税法第六條ただし書の規定により政府の承認を受けた一定の表示については、なお従前の例による。

三 この法律の施行の際、印紙税法第六條ノ五に規定する納付印又は当該納付印の印影に粉らわしい外観を有するものを生ずべき印を所持する者がある場合において、その者が当該物件につき、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に政府の承認を受けたいときは、その者が当該物件につきこの法律の施行の日に同条の規定による承認を受けたものとみなす。

四 この法律の施行の際、印紙税法第九條ノ二に規定する印紙税現金納付計器の販賣業者又は納付印の製造業者若しくは販賣業を行なっている者が、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に、その旨を政府に申告した場合に、この法律の施行の日に同条の規定による申告があつたものとみなす。

理由

印紙税現金納付計器による印紙税納付方法について、その納付手続等の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官頼野弥三君。

○頼野政府委員 ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案及び印紙税法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその大要を御説明申し上げます。まず最初に物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品税につきましましては昭和三十七年度においてその税負担を大幅に軽減することともに、体系的な整備をはかったこととありますので、昭和三十九年度におきましては原則として改正を見送ることとしておりますが、昭和三十一年度の改正により新たに課税することとなつた物品のうち、一部のものにつきましては、その軽減税率の適用期間を延長する等の必要があるもので、ここに物品税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は昭和三十七年度の新規課税物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置等三品目に対する軽減税率の適用期限の延長であります。

昭和三十一年度、他の課税物品との負担の均衡をはかる見地から新たに課税されることとなつたアンサンブル式レコード演奏装置等九品目のうち、基本税率が三〇%または二〇%とされている七品目につきましては、二年間、暫定的に一〇%に軽減することとしておりますのでありますが、このうち、アンサンブル式レコード演奏装置、パッケージ型ルームクリーパー及び自動車用の冷蔵庫の三品目につきましては、いづれも開発後日の浅い商品であるため現在のところ輸入品との競争力も比較的弱く、量産によるコスト軽減の必要が痛感せられるとともに、その育成により将来輸出商品として大いに伸長することが期待されること等の観点から、その軽減措置をさらに二年間延長しようとするものであります。

改正案の第二は物品税の未納税移入手続の簡素化であります。現在未納税で所定の場所に課税物品を移入した者は、移入した日から十日以内にその場所の所轄税務署長に移入申告書を提出することとなつておりますが、所轄税務署長の承認を受けた場合には、移入した日の属する月の翌月十日までに提出できることに改めようとするものであります。

なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することとなつております。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、去る昭和三十七年四月以降、印紙貼用に代えて、印紙税現金納付表示器による印紙税納税制度を設けているのでありますが、その普及に伴い、納付手続、納付印の検査取り締まり等について、現行規定の整備をはかる必要が生じてまいりましたので、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

第一に、印紙貼用にかわる納税方法として、印紙税現金納付計器により、納付印を押捺して納税する印紙税納税制度を法律上特掲することとしております。

第二に、印紙税現金納付計器の設置及び納付印の製造等についての承認制度を設け、印紙税現金納付計器の販賣業者または納付印の製造業者等について、その開業申告、記帳の義務及び検定受忍義務の規定を設けるとともに、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することとしております。

第三に、印紙税にかかる過誤納額について、現金で納付する印紙税に充当することができるよう規定を設けるとともにいたしております。

以上が物品税法の一部を改正する法律案及び印紙税法の一部を改正する法律案についての提案の理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次会に譲ります。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○山中委員長 速記を始めて。

この機会に大蔵大臣に一言申し上げておきます。本会議並びに予算委員会開会中は当委員会としても主張いたしません、その他の国会の運営については、当大蔵委員会の出席を第一義に心得て行動されますようお願いいたします。

○山中委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。平林剛君。

○平林委員 きょうは私は所得税法の一部を改正する法律案に質問の焦点をしばってまいりたいと思ひますから、そのつもりでお答えをいただきます。思ひます。きょうは予定の時間もだいぶ短くなりましたけれども、じっくり所得税法の問題について政府の考えを聞かしてもらいたいと思ひます。

まず初めに、政府は国民の負担をしておる所得税の現状についてどういふ認識を持っておられるか、要領よくまとめお答えいただきたいと思ひます。○田中事務大臣 所得税につきましては年々減税をいたしてまいりまして、現在のところでは、諸外国に比べましては先進国に近い状態まで合理化がせられておるといふふうに考えております。しかし所得税の減税につきましては、これからの将来大いに意を用いてこれが軽減に対して努力をいたしたい、こういう考えでございます。○平林委員 大蔵大臣が、国民の負担しておるところの所得税の現状について

てそういう認識であるから、私は国民の中に税金が重過ぎる、政府は一体何をやってるのだという声が出てまいりまして、反税的な傾向もふえてくるし、そしてまた政府に対する批判も高まってきておると思うのであります。特にいま、要領よくまとめると言つたので、簡単にあなたは答えておるようですけれども、大蔵委員会が答弁なさるときには、そんな程度で要領で大蔵大臣が所得税の現状を考へておるなんというのでは、私は涙が出る。もう少しこの問題は、きょうから本格的に議論したいと思つておるわけですから、私の質問に対してはもっとこまかい説明をしてもらいたいと思ふのです。

そういう程度の議論なら、予算委員会とか街頭演説とかその他でいいのです。大蔵委員会におきまして大蔵大臣が答へる所得税の現状なんというものは、そういう程度じゃ困ります。

私は、少なくとも国民の負担している所得税の現状につきましては、まず第一に納税人員がたいへんふえてい。昭和二十五年に千四百二十七万人、シャープ増大による税制改正でその後少し減りましたが、昭和三十三年には千八百九十万人を最低にして、三十八年度で千八百七十万人と増加しておる。三十九年、もし減税を行なわなかったならば、おそらく二十万人を突破するんじゃないか。つまり現在の所得税の国民に対する負担というものは、だんだんに低所得階層にまで及んでおる。この程度のことは大蔵大臣が第一に頭に入れて答へてもらいたい。それから、戦後及び諸外国に比較して所得税の負担はなお相当に重

い。私はいま大蔵大臣がお答えになつた認識とは全く反対の立場にありま。あなたは先進国と比べてちよつといいようなふうになつたとおっしゃつたけれども、私は、なお相当重い、こういう認識であります。負担率におきましても、三十六年の一九・六％を最低にして、今度は減税をしても二・二％になる。こういうふうな負担率といふものは、もう高くなつています。私は、この結果、特に給与所得者におきましては最低生計費にまで課税されておるようになっておる、給与所得者に過重な負担になっておる、こういうふうな認識するわけでございます。もう一度大蔵委員会に対する答へとして大蔵大臣らしい認識の度合いを説明してもらいたいと思ふ。さっきのじや不十分です。

○田中事務大臣 平林さん、そういうことをおっしゃいますけれども、税の問題は大蔵委員会では在来非常にこまかく御質問があるのではありませんか、一問一答であなたが御質問くださればいいのですけれども、税の問題を全部やれば何時間でも申し上げなければならぬということですから、やはり大蔵委員会の在来の審議のやり方というのは、一問一答式で、深く掘り下げて御質問を願ひ、その問題に対してお答えいたしておるのでありますから、総体的に税の問題をこまかく述べると、これを一冊持つておきますから、全部申し上げるということになります。そうではなく、やはり質問の焦点をおしほりになつていただいて、私のほうでも政府側としての答弁ができるようにやつていただくことが望ましい、このように考えます。

○平林委員 所得税の国民負担の状況を私は質問して、テストしてみたいんですが、あなたは、落第です。大蔵大臣に問はるものは国の基本である税の問題について一問一答式で端的な質問をしたときには、もう少しちゃんと答えられるような頭がないからだめなんです。やはり現状認識というものがいまの程度であるから、私は所得税法の改正についてもちつとも熱意がないと思ふのです。

そこで議論に入る前に、政府提案による所得税法の一部を改正する法律案によりましてどの程度減税になるのか。夫婦子供三人の標準世帯で年収五十万円と限定します。きめこまかくやります。それはどのくらいの減税になりますか。それから同じく七十万円ではどのくらいの減税になりますか。独身者で一番多い年収三十万円程度ではどのくらいの減税になりますか。例をあげて説明してください。

○田中事務大臣 具体的な問題に対しては主税局長をして答弁いたさせます。○泉政府委員 この点はさきに「租税及び印紙収入予算の説明」を御配付申し上げておりますので、その資料でござらんいただきます。その資料で、独身の年収三十万円の給与所得者の場合に、おきましては、現在の税負担が九千七百円でございまして、今度の改正によりまして平年度分が七千三百六十九円、初年度の三十九年度分が七千七百二十九円に相なるわけでございます。

軽減額は平年度分千六百四十三円、三十九年度分千二百八十三円になります。このほか生命保険料控除及び損害保険料控除がございまして、この控除の適用を受けますならば、さらに

軽減がふえることになるわけでございます。次に夫婦の場合、年収五十万円の給与所得者の場合におきましては、現在の年負担税額一万四千六百六十円が平年度一万二千二百六十円、三十九年度分は一万二千八百五十円になります。その軽減額は平年度二千四百円、三十九年度分が千八百五十円となります。生命保険料控除及び損害保険料控除の適用を受けます場合にはさらにこれより軽減されますことは、前に申し述べたとおりであります。

次に夫婦子供三人の年収七十万円の給与所得者の場合におきましては、現行の負担額二万一千二百五十円が一万六千六百七十七円、三十九年度分は一万七千四百五十二円に軽減されます。その軽減額は四千四百八円、三十九年度分は三千五百七十三円でございます。このほか生命保険料控除及び損害保険料控除の適用を受けますならば、軽減額はこれ以上になるわけでござい

ます。○平林委員 大蔵大臣、お聞きのとおりでございます。私はいまの説明を聞いておきまして、独身者で年間三十万円の所得の人は、一カ月についてどのくらい減税になるかと計算をしてみました。三十九年度において百七十七円です。平年度で百三十七円です。三十九年度においては千二百八十三円の減税になるのですけれども、もし物価が上昇すると、政府の説明のように、かりに四・五％と押えたといつたとしても千三百五十円上がついていくわけですから、そうすれば減税の効果は一銭もなくなつてしまふ。おわかりですか。それから夫婦子供三人、年収五十万の人ですと、一カ月の減税効果というのは

○田中中国務大臣　平林さんが国民の立場にお立ちになって、そういう御認識論をお持ちになって政府を鞭撻されることは非常に感激にたえません。が、しかし減税というものはその年度だけの問題で考えになれるわけではないのであります。これは御承知のとおり、戦後の特殊な状態の中から今日までお互い国民が努力をしながら、こうしてようやく一本立ちになれるところまでやってきたわけであります。その間、過去十何年間にわたって歴年可能な際限一ぱいに減税を積み重ねてきつたことは御承知のとおりであります。

積極的な減税施策に取り組んでおるといふことだけは御理解願えるのじゃないかと思ひます。

○平林委員　私はいまあなたがおっしゃったことは一々賛成できないのですよ。あとでその問題について、言いわけをなさった点について、私どもの見解を申し上げます。それぞれ前向きな努力をしていると言うけれども、いまやろうとすればできることがあるのですよ。それをおやりにならない。だから私はきょうは特に所得税にしばってあなたに追究するのです。言いわけなさるけれども、いまやろうとすればできることがあるのですよ。それをやらないのですよ。それが間違つておるといふことを私きょうは特に申し上げたいと思つてゐる。特に税制調査会は、政府の諮問にこたへまして、昭和三十九年度は所得税の負担の軽減を行なうことを重点に――幾つも重点はあげましたけれども、それは第一に掲げています。特に最近納税人員の増加の著しい給与所得者の負担軽減については、特に措置を講ずる必要があるということとを強調されておるわけであります。ところが、政府はこの答申に対して忠実でないのです。給与所得控除の引き上げについて、これを実施しない理由はどこにありますか、その理由を伺ひます。

○田中中国務大臣　税制調査会の答申は十分尊重いたしておるといふたてまえをとつておるわけでありませう。減税の総額におきましては、約五十三億円だけ政府案のほうが上回つております。またただいま御質問がございました給与所得控除の引き上げ、これは三万円引き上げということを二万円にした

わけでありませんが、これは財政の事情もありましたし、また開放経済に向かつての産業基盤の強化というような面からの答申にない事項で政府が減税を行なわなければならないという面もございましたので、それらは取捨選択をしながら、この給与所得控除の三万円の答申のうち二万円だけの引き上げを行なったわけでございます。しかし、これは議論になりますけれども、税制調査会の答申までの状況をずっとお考えになりますと、われわれが前の国会に二千億減税、こういったときには、二千億なんてできるものか、これは選挙公約だろう、こういうことをいわれたわけであります。であります。それが選挙後において二千億を上回るというようになり、現在御提案をしておりますのは二百八十億にのぼる減税案を出しておるわけであります。その過程におきまして、私も税制調査会の答申や審議の内容を十分承知をいたしておりますが、最終段階において——二千億に近いという政府が表現をしておりましたときには、この答申は入っておらなかったのです。一番最後に、政府が二千億をこすということになったときに、税制調査会の方々が、二千億をこすという減税ができるならこれもつけ加えよう、こういうふうになり最終段階において議論がおまとまりになられたようであります。私たちはその意味において、少なくとも国民に公約をした二千億程度の減税という問題に対しては、政府案は税制調査会の最終段階までにおける審議の過程に顧みまして一〇〇%尊重をしておるというたてまえをとっておるわけであります。

○平林委員 政府は、何かというと、二千億円の減税をやった、そして政府のやったやつは二千億よりもぐっとこえているというようなことを言っているけれども、そんなものは私らいま議論している対象じゃありませんよ。そういう見かけの数字だけをやってそして国民をごまかしているのですよ。私はきょうは所得税の減税についてどういうあり方が正しいかということを政府に考えてもらわなければならぬので質問しているのですよ。大蔵大臣、いいですか。あなた、二千億とかなんとかと言っているけれども、所得税の減税だけあげれば、初年度において六百四十九億円でしょう。平年度で七百三十七億円ですよ。ほかの租税特別措置や政府のやりたいようないろいろないわゆる政策的な減税を含めて二千億だなんて言っているけれども、それは議論の対象外にしてください。よそへ行つてやるときはいいけれども、二千億やったというようなことは、この大蔵委員会ではそんなことはやめてもらいたい。所得税減税はただいま申し上げたとおりですよ。しかも一番肝心の給与所得の控除についてこれは削つてしまったのです。この理由は、いま、税制調査会のほうではあとからたくさんやるものですからそれじゃと入れてきたというようなことを言つて軽く考えておりますけれども、そうじゃないでしよう。実際問題としては、この給与所得の控除というものを答申案どおりやると、財源が初年度においても二百八十億かかる、政府のほうは二百億圓にぐらいいち落として八十億圓浮かしてこなければならぬ。平年度においても、答申どおりやると、これだけで三百二

十億円かかってしまふ、だから二百二十六億円ばかりに削つておかなければならぬ、つまり大体八十ないし百億の財源を総括において確保しなければならぬから、これは削つちやうたんでしよう。特に答申にもない配当課税に対する措置を拡大して百億、あるいはその他の税制の改正によつて百三十億円ばかりどうしても要するものだからこれは削つたんじゃないでしようか。もう一度その理由のはっきりしたところをお伺いしたいと思ふんです。

○田中事務大臣 先ほどはつきりお答え申し上げたつもりでございますが、財政上の事情もございまして、所得税減税は昨年やつてまいつておりますし、今年もそのとおりでございます。来年度もまたやりたいという熱意を持つておるのでありますから、今年はこのように、いま御審議を受けておるものが最上の案である、こういう考えであります。しかも九十九億を捻出する、こういうことではなく、この答申にないものを七、八項目からやつておりますから、これも全然所得税と無関係なものではないのであります。所得税の源泉である各企業というものが、もつと国際競争にたえなれければならぬ、こういう考えでありますので、ひいては所得税というものと利害相反するものではない、こういう考え方について開放経済に向かう歴史的な事実を鑑みまして、日本の産業がみな石炭企業のようになつてはいかぬ、こういう考え方でも深刻に判断をした結果、まあ私の意見からいうと少ないものであります、それも財政事情やむを得ずということで、このような割り振りをしたわけであります。

○平林委員 どうも私はそんな答弁だけじゃ納得できません。大体田中大臣は昨年の記者会見で、税制調査会の答申がどうあろうとも、資本蓄積のための減税は優先的に実施するなんて、ばかに氣づいたことを言つたじゃないですか。覚えていませんか。政治生命をかけてもこれはやるなんというように言つて、歴代の大蔵大臣には珍しい発言をされておるんですよ。私はいまだ何人か大蔵大臣にお目にかかつてけれども、こういう方面に、つまり税制法の中立性を破る傾向のいわゆる政策的減税のほうに政治生命をかけるなどと言つた大臣はあまり聞いたことないですよ。給与所得者のこの給与所得控除にあなたは政治生命をかけるつもりはなかつたんですね。

○田中事務大臣 まあそれは政治家でありますから、選挙前に少しくらい激しいことばがあつても、それをお取り上げになられずに、大蔵委員会の審議ということからはおはずしを願ひたいと思ひます。それは、私が当時それに近いことを言つたと思ひますが、それは開放経済という一つのベルを押すわけでありまして、いづれにしてもOECDに正式に加盟をし、八条国に移行する、ガットでもつて一括関税引き下げに前向きで対処するということ、これはもうたいへんなことであります。お互いが国の産業基盤というものを破つてはたいへんなことになるという考え方、所得税ということとはもう議論をしなくとも、だれもお互い所得税を納めてゐる階層でありますから、所得税が源泉徴収制度をとつておる以上、もう待たなれどもって源泉徴収されるという事実も承知いたして

おりますし、またその待たなれどもって徴収されるだけに一つのまがいもないというふうな徴税組織、また税法上のたてまえからいつても所得税が高いというふうな考え方、もつと軽減しなければならぬという考え方はあつたと同じ考えを私は持つてゐるのです。しかしそののみに重点を置いて、それで他にわれわれの基盤をつくらなければならぬというふうなものに目をとおうてはならないということ、これは戦後十八年間で、初めて開放経済になるのですから、お互いに裸になつて外に出なければならぬのだから、それに対応する税制上の措置も必要だということ、それを大にしたいにしないのであります、そういう表現を使つたり、またそういう姿勢をとつたからといつて所得税の重要性を没却したり忘れてゐるものではない。所得税は最も重要なものである、こういう前提に立つておるのであります。

○平林委員 私の質問は、全般的な情勢を考へてやらないものじゃありません。私だつてあなたと同じように、今日の国際情勢の中で、日本の経済はどうならなければいけないかというふうなこと、いろいろな議論は持つてゐます。持つてゐますが、しかしその中においても現在の所得税に対する政府のやり方は間違つておるということを言つておる。筋を通してもらいたいと思ふんです。少なくとも政府が税制調査会に答申をさした以上は、理由なくしてそれを削るなんということはやつてもいたくないのです。税制調査会もあなたと同じような立場に立つて、もつと全般的な経緯をながめた上で答申をされておるのですよ。そうじゃないとい

うわけじゃないでしよう、あなただつて。それなら理由なく削つてもらつちや困る、筋を通してもらいたい、こう言ふんですよ。だから私は、この給与所得控除については、政府が考えを直す必要があると思ふんです。間違つておるんです。知つておると言うけれど、も、ちつとも知つておらない。

次に、私は、税金というものは最低生計費に食い込むべきじゃない、食ひ込まないようによすべきだ、そう考へておるのですけれども、この私の意見に對して大蔵大臣は同意見ですか。

○田中事務大臣 食ひ込んでならぬという考え方を持つております。

○平林委員 その立場に立ちまして所得税法をきめる場合には、税のかかる最低の限度というものが重要視されなければならぬと思ひます。今度の政府の提案によりますと、夫婦子供三人の給与所得者の場合、所得税を課せられない限度は、現在の四十二万八千円から約四十八万五千円に引き上げられることになる、したがつて中小所得者の所得税の負担は著しく軽減されると財政演説でもお述べになりましたけれども、この四十八万五千円という額世帯の課税最低限度というのは、初年度です、平年度ですか。

○田中事務大臣 平年度であります。

○平林委員 そこで税制調査会の資料によりますと、マーケット・バスケットによる食料費を基準にして算定した生計費と、改正案による課税最低限の比較がございまして、この資料によりますと、昭和三十一年、最も新しい年次における五人世帯の消費支出金額は四十七万一千八百円とあるわけでありまして、そうすると四十八万五千円との差

は一万三千八百九十二円でございます。前者を一〇〇とすると後者は二〇・九、二・九しか開きがないわけですね。この程度の開きでは、今後の物価上昇分を考えますと、最低生計費にまで食ひ込んでしまふのじゃございせんか、大蔵大臣。

○田中事務大臣 夫婦子供三人の場合には非常にぎりぎりの数字であることは御指摘のとおりであります。平年度、改正案の課税最低限度額が四十八万五千三百六十九円、それから四十七万一千八百円を引きますと一万四千二百六十一円という差額しか生まれないわけでありまして、しかし四人世帯の場合には四万五千八百三十二円、三人の場合には四万九千六百六十円、二人の場合には一万三千三百五十七円、一人の場合には一万四千二百六十六円、このように改正案は非常に差が出てきておるわけでございます。しかしこの夫婦子供三人の五人世帯で見ますと、非常に差が少くない。こういう問題に對しては、将来検討していかなければいかぬということは考へております。

○泉政府委員 ちよつと大臣の御説明に補足して申し上げますが、私どもが課税最低限を検討いたします場合には、さきまして、マーケット・バスケット方式によります食料費を基準といたしまして生計費を算出したしておるのでございまして、この生計費はいわば基準的な生計費でございまして、これは決して世にいわゆる最低生計費ではないのでございまして。その点を御承知いたしたいのでございまして、先ほど平林委員のお話のようにマーケット・バスケット方式によりまして、最近の生活水準の上昇を考慮しまして、三十

した四十七万一千百八円の場合におきましてはそうでございまして、百五十円になっているわけでございます。もちろん成年男子一人一日当たりの食料費が百五十円、もちろんこれには光熱、水道料とかいったものは含んでおりません。したがってなまの食料費だけでございますが、百五十円で生活でさるかどうかという問題でございますが、先ほど大臣がお話申し上げましたように銀座、京橋、日本橋あたりの中小企業の場合におきます従業員員の食料

費は大体一日当たり百三十円ないし百四十円でございまして、百五十円でやっていると云ふ数字になっておるわけであります。

○平林委員　国民がこれを知りたれば、流すだらうと思ふのです。百五十円でもって食へるなどという議論は大蔵大臣あるいは政府当局が一生懸命になつて説明している姿を国民が冷静に聞いたら何と思ひますか。私、かつてこの問題について調査したところが、昭和三十六年当時朝めしが三十三円六十

二銭という献立になっておるのです。昼めしが四十一円四十九銭、夕めしが五十九円四十四銭、合計百三十四円五十二銭です。これで食っていけ、これが税金のかからない最低限度、こういうのです。いまのお話によると百五十円だ、こういうのですけれども、これは朝めし、昼めし、夕めしにしたらどのくらいになるのですか、根拠をひとつ説明して下さい。私、こんなことを質問するのは、いまの課税最低限といたうものがいかに低過ぎるかというこ

とを政府にも認識してもらいたいから
 なんです。興味本位で言っているのじ
 やないのです。念のために、百五十円

で朝、昼、夕——説明してください。
よく考えながら説明してください。

○泉政府委員 先ほどの一日成年男子一人当たりの食料費が百五十円と申しましたのは材料だけでございまして、これにいろいろな調味料とか光熱料というものが加わって、いわゆる食べものの値段になるわけでございまして、これは百五十円の中に含まれておりません。もちろん四十七万円という数字の中には、エネルギー係数によってそこに入っているわけでございまして、したがって、百五十円というものはほんとうの材料費だけであるということをお断り解いた方がいいのでございます。もちろんその数字が必ずしも現在の国民生活から見て十分であるかという議論はあろうと思ひます。したがって私もといたしましては、今後ともそういった点につきましては、検討は十分いたしたと考へておるのでございまして、現状におきましては、課税最低限をきめる際の基準といたしましては、この程度でやむを得ないのではないかと、いうふうに考へておる次第でござい

○平林委員 憲法の二十五条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書いてあるのですけれども、これで比較をしますと涙が出ますね。しかし、私は課税の最低限度をきめる問題はこれからますます重要視しなければならぬと思ひます。たとえば経済の成長率が高まってきたら、所得が増加するに従ひまして、累進課税でございまして、税の負担というものは大きくなってきます。経済成長率よりよいに大きくなっています。こういう場合にはど

うしても所得の少ない人に、まず生計費に食い込むという現象があらわれてくるわけですね。ですから、私はことしはこの問題について政府が現実合つたような考へ方に戻してもらいたい。

ただ、課税最低限度をきめる場合の根拠というものをきめようとする場合に、いく必要があるのではないかと。たとえば、この税制調査会に提出した資料なんかも、一体どこまで研究をして、どうしてこういうふうに出るのかということ自体もやはり問題になると思ひます。合理的に解決をしていかなければならぬ、現実即してその改正をしていかなければならぬというお気持ちがあるならば、こういうやり方についてどういう配慮をなさるか、これは今後の最低の基準をきめる場合において私は大事な点だと思ひます。少し考へていただきたいと思ひます。少しも、大蔵大臣の所信を伺いたい。

○田中事務大臣 現在におけるマーケット・バスケット方式による食料費を基準として算定するという生計費の方向は確立せられておる算定方式でありますから、これをとってやっておるわけでありまして、これから将来の問題として考へるときには献立の内容も変わつてまいりますし、また国民の栄養で、最近の子供はわれわれの時代の子供よりは目方も多くなつておりますし、背たけも大きくなつてきています。ことさらにいへば、やはり日本人の標準というもののについても新しい角度から検討していかなければならぬだろうということはわかると思ひます。もう一つ、こういう問題に対しては将来の問題として十分慎重かつ合理的な方向で検討していくべきだと思ひます。

○平林委員 この点は、私は特に今後問題として十分検討を加えて一度研究しておるところを見に行く必要があらうと思ひます。そうして実際には私は今後相当重視すべき場所だと思ひます。政府のほうも私に指摘されたいようなぐあいに相当根拠あるものに努力を続けてもらいたいと思ひます。

これは希望いたしておきます。そこで次に、租税負担率の問題について、政府の見解を聞いておきたいと思ひます。政府は国民の税負担が重いのか、あるいは適正なのか、あるいはこの程度はしかたがないとかいう判断をきめる基準は、何によつてなさろうとするつもりでござい

○田中事務大臣 国民の租税負担率と云うことは、国民所得の実質所得の問題とも関連をしております。また財政支出の面から国民にいかにか還元しておるかという問題もあわせて検討せらるべき問題だと思ひます。しかし、まあ社会保障とか、いろいろな先進国、国家体系がございまして、比較的に国民の一人当たりの税負担率というものは上がつてくるという傾向にあるというところは事実のようであります。アメリカは日本に比べて税負担率が非常に高い。確かに数字の点では非常に高い。しかしアメリカの国民自体の実質収入というものは、日本の三倍ないし四倍だといふ問題から考へますと、いま累進課税でもつて千万円の所得の人から三百万円の税金をとること、百万円しかない所得の中から三百万円の税をとるといふことになる、その負担の度合いは違ひますから、そういう意味で国民の実質所得が上がるという

ことと歳出の内容によつて国民の税負担率というものはおのずから定められてくる。しかし、ある程度の目標というものは持たなければいかぬであらうというふうに考へております。

○平林委員 そこで、ある程度の目標をどの辺に置くかということが問題になると思ひます。国民所得に対する租税の負担率が昭和三十四年には一九・八%でございました。その後三十五年に二一・三%、三十六年に二二・一%、三十七年に二二・五%、三十八年と二一・五、三十九年度の見通しですと、大体二二・二という御説明がございましてけれども、実際にはこうい

かないのではないかと、私は二三%以上になるのではないかと考へてござい

えたいという姿勢で政府は各般の施策を行なつておりますので、自然増収をうんとこれ以上に見積もらして、実質国民の税負担率が二二・二%をはるかにこすような数字にはなり得ないであらうというのが現在の感じであります。

○平林委員 歴年政府の説明した当初予算の税負担率と決算のときのぐあいを考へてみますと、いつも増加しておる。たとえば昭和三十五年は当初予算の説明のときは、税負担率が二〇・五%で、見通しとしてこの程度でございまして、その後は二一・三%になっておる。昭和三十六年度におきましても当初の見込みは二〇・七%という説明がございまして、結果は二二・一%ということになっておるわけですね。必ずしも自然増収のぐあいによつてふえて

るわけじゃないのですよ、調べてみると、今度も二二・二%と御説明がございまして、いま自然増収の面だけを例にとつて、大蔵大臣は、いや二三%にはならないとおっしゃつたけれども、私は信用できないのですよ。かりに二三%程度ということになったら、これは昭和三十五年から比べると実に四%以上の増加ですよ。そこで、租税負担の国民所得に対する割合をどの程度でおさめようかということ、これは財政規模はふくめるばかりだし、そのために

おる。かつて税制調査会は二〇%以内にとどめるべきだということを答申をしまして、ここ当分はこの方針を堅持してもらいたいということを政府に要望してあるはずですね。私はそういう意味から、ことしの趨勢から考えまして、政府によほどしつかりした考えがなければならぬと思うのですけれども、大蔵大臣としてはどの程度をそのめどにするかということをはりきりきりしてもらいたいと思うのです。いかがでしょう。

○田中中国務大臣 国民所得に対する税負担率を見ますと、日本は一九六一年度をとりますと二二・一%、アメリカは二七・六%、イギリスは三二・一%、フランスは三〇・五%であります。イタリアは二六・七%であります。西ドイツは三二・六%であります。これは国民所得の量も質も違います。そういう問題で先ほどから申し上げておるわけです。また、税制調査会でも大体二〇%程度で押えたほうがいいという御意見があったことも承知をいたしておりますが、御承知の、一面においては財政支出は対前年度の伸びを一〇%ぐらいいで押えなければならぬといわれておるにもかかわらず、一四・二%になっておる。財政支出が多いじゃないか、また、多いといわれるけれども、歳出の内容を見ますと、大企業議院の予算委員会を通じても、歳出が少なじやないかというほどの議論が大半でございます。それだけ戦後の日本が開放経済に向かうためには歳出の必要性が重要になっておるわけでありまして、日本が二二・一%であった一九六一年の時代の日本の国民所得に対する一般会計支出を見ますと

一四・五%が財政支出であります。これに対して確かにアメリカは租税負担率が二七・六%という高い比率ではありますけれども、また財政支出と国民所得に対する割合も二三・九%と高いのであります。西ドイツの例にとつてもそのとおりであります。そういう意味で、これは税負担率が非常に低いからというだけではないというわけにはいかないわけでありまして、でありますから、減税をする場合には、当然今年度に対しては歳出が優先するの、減税が優先するの、かというのを絶えずバランスをとりながら考えているわけでありまして、しかし常識論という一般論として、二二・二%が二三%になり二五%になってくるというように、それが好ましい現象だとも考えておりません。できるなら二〇%を中間にして三、四%上下というところ

が、これから十年間くらい日本の状態を考えると非常にいいところではないかというふうに、これは私の感じでございます。考えておるわけでありまして、これは歳出の内容その他の問題もあつたか二二・二%はもう上限である、これを上げてはいかぬというふうにも極言できないわけでありまして、これは歳出の内容、国民の要請の状態、また国民所得の伸びの状態、またその安定度の問題というふうな問題と勘案しながら、できるだけ合理的に低く押えるようにつとむべきだと思ひます。

すから、一%租税負担率が高くなるかならないかということがどのくらい規模になるかということをもとつて計算してもらいたいと思う。相当の負担になるのですよ。一%二%をずいぶん目にかどを立てて議論しているようだけれども、私はそうじゃないと思うのです。ですから、少なくとも税制調査会では現状においては二〇%程度が適当である、それ以下にとどむべきだということを、一年か二年前に出されたわけでございます。大蔵政府の所得増進計画でも、最終年度の昭和四十五年には二一・五%に押えろと書いてあるじゃないですか。そうすればいまどの程度に押えておかなければならぬかという計画はもつと厳格にあなたに考えておいてもらわなければならぬと思うのです。いまの答弁ではどうもわれわれ納得いきません。

○田中中国務大臣 三十八年度すなわち今年度を通じては大体二一・五%になるというところであります。三十九年度は二二・二%、こういうふうにいまだ推算されるわけでありまして、先ほどから申し上げておりますように、これを二〇%に下げろというのを言つても、歳出面の要求もあつたし、いろいろな問題でそれだけ削れるというわけにもいきませんので、やむを得ざる状態でも二二・二%に推算される状態になつたわけでありまして、これが昭和四十五年——確かに所得増進計画は二一・五%程度に押えたいということになつておりますので、こういう目標に向かつて大いに努力をする、こういうことではないかと思ひます。

もつと責任のある態度でもつて処さないといへんことになつて思ふのです。ですから、それは目標に向かつて努力するとか何とかというけれども、現に二三%になつておるときに、最終年度の昭和四十五年に二一・五%と書いてあるのですから、これに誤りがなければ、ことはこういふことじゃないかと思ふことになつておる。認識を持つてもらいたいと思ふのです。

○平林委員 私は、この点についてはそれから、私は大蔵大臣がいつもお答えになる中で注文を出しておきたいのですけれども、あなたがおっしゃっていることでは、一体国民の税負担が重いのか軽いのかというようなことは判断できないのですよ。たとえば歳出の規模がどうか、教育面、公共投資がどうか、税負担率が少しくらい広がつてもしょうがないというようなお話をされるけれども、それでは為政者として、現在の国民の受けておる税金が去年と比べて重くなつたのか軽くなつたのかというようなめどが出てこないわけですよ。仁徳天皇なら、かまどの煙の立つのを見て税金が重いのか軽いのかということを見断されるけれども、最近近は電気がまになつておるからそれとできない。やはり私は租税の負担率とすることが一番中心となつて考えてもならなければならぬ。ところが最近では、ほかの公共投資とかそれから社会保障があるからという抽象的なことでお逃げになつて、この問題に対する批判というものをそらしておる、こういう傾向になつておるわけですよ。ですから、それじゃ具体的にわれわれにわ

かるように資料を用意しなければならぬと思ふのです。去年と比べて社会保障費が何%ふえた、公共投資はどうだ、また税負担はどうだ、こういうようなものを一括して、だからこれでもいいのだというような説明ができれば、あなたの頭、政府のさじかげんだら、つてコントロールされていく、こういうことになつておる。ですから、私はその点について、もしあなたが、いや歳出の規模もその他もあるのだというならば、こういうぐあいになつておるからこうだという説明の資料を用意してもらいたいと思ふのです。現在それをお持ちでしょうか。

○田中中国務大臣 所得増進計画のこれからの五カ年間に一体どうすべきであるかというのを、今度経済審議会に諮問いたしましたので、その審議の過程を通じていま御説にありましたようなものを取りそろえて、できるだけ合理的な所得増進計画の最終を飾りたいというふうに考えておるわけでございます。

それから税負担率の問題は、私は、租税理論上税負担率の問題にしまつて少なくとも他の要因は別にして、租税理論の上からも、租税体系の上から、ある一定のめどをつけてそれに進まなければならぬというところは承知をいたしております。がしかし、なかなか日本というのはいまむずかしいところであることも御承知のとおりなんです。ですから、中小企業金融に対して、金利を下げるという議論がありまして、同時に金利も下げなければならぬが、ます量だ、こういう問題が絶えずあるわけでありまして、これがやはり戦後あれだけの歴史的な敗戦の中から立ち

上がつてきた中で非常にアンバランスがありますので、そのアンバランス面を正常なものに是正をしていきつつ、われわれの生活基盤を確保しようというのでありますから、やはり税理論、租税体系だけでもって割り切つてしまふというにはあまりにも複雑多岐な事情であるということをも御承知になつていただきたい。ですから、いまのような御発言に對しましては、少なくともこれだけの大蔵税法案を御審議願うのでありますから、將來ひとつできるだけ政府も資料も集めたり、五カ年間の租税負担率はどうあるべきだ、十年の租税負担率はどうあるべきだ、またその場合国民に財政投資として還元されるものがどうであるというような問題に對しては、できるだけ検討いたしまして、私のほうでも御審議に御協力できるような体制をつくりたいというふうな考えです。

○平林委員 私は経済成長下におきまして、国民の所得の水準が高まるにつれて租税の負担率は自然に高まる、そういう傾向がこれからどんどん起きてくると思う。そういう情勢の中で、歳入面で税負担率の限度を一定にきめておかないと、予算の歳出規模だけがむやみにふくれ上がるようなことを押さえることはできないと思うのです。大蔵大臣非常に困る。ですから、この租税の負担率の限度というものについて、政府が私どもの質問に答えていろいろな理由をあげている。あげているならあげてくれるように、それが具体的に説明できるような資料を用意して、常に租税が国民の生活にとって高いか安いのかということのめどがわかるようなものを用意すべきだということを強調し

ておきたいと思うのであります。そして、課税の最低限につきましては、相當の配慮をしないと、物価が上がるに従つて生計費に食い込んでくる。そして中小所得者の生活を圧迫してくる。これも当面の所得税を考へる場合に要税すべきこととございますから、きよう私が指摘し、また申し上げた点は、十分政府においても配慮してもらいたい。同時に、所得倍増計画の最終年度によると、税負担率は二・一・五だといふわけですから、今後の税金の自然増収——これはこれからあと質問しようと思つたのですけれども、時間が参りました、自然増収を考へ、あるいはまた、政府がみずから増えておる租税率に達するためには相當まだ大幅な減税をしなければ間に合つてこないということになるわけでございますから、將來の減税などにつきましては、また機会を得まして大蔵大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

きようはとりあえず私が用意いたしました大蔵委員の問題だけについてごまかくお尋ねいたしました、自余についてもう一度全般の問題を議論したいと思ひます。私の意のあるところを、ひとつ十分政府はお考へをいたしたきだいことをお願いいたします、質問を終わります。

○山中委員長 平林君の大蔵大臣に対する質疑は明日に継続いたすことにいたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。ト部政己君。

○ト部委員 大臣が審議中おいでにならなかつた關係から、私の質疑が完全に把握できないと思ひますが、その關係から若干私の質問がびんとこないかとも思ひますので、端的に私も質問いたしますから、大臣のほうも端的に答えていただきたいと思ひます。

まず第一点であります、委員会の席上におきますところの説明員の発言は、私はその発言に對して責任を持たなくてはならないと思ひますが、いかがでありますか。

○田中國務大臣 もちろん政府としての発言でありますので、政府は責任を持ちます。

○ト部委員 そういたしますと、もしかりに、その委員会におきます発言は、提案者がかわつたから、今回は私のほうの提案とは全然異なるものだという、そういういわゆる筋が通らないことは許されないと思ひますが、いかがなものでありますか。

○田中國務大臣 御発言の趣旨があまり明確ではありませんが、どういふことを言つておられるのですか。前の大臣が出しましたときと、今度の大臣が出したときと違つておるといふ政府の立場を御発言になつて……。

○ト部委員 大体似たり寄つたりです。そのことでつてどうです。

○田中國務大臣 それは具体的な問題でないとわかりませんが、前の大臣がやりましたものと、また現在の時点が違いますから、私のほうで政府が違ふば違つた観点から出すといふことは当然あり得るのであつて、別の法律の改正案をしよつちゅうお願いするといふ

ごとと同じであります。

○ト部委員 具体的な問題に觸れる前に大臣にそういうふうにお答えになつたのですが、輸銀の問題があるがゆゑに關係性があるわけでありませう。計画性があるわけですから、そういう場合の問題をとらえて私は言つております。たとへば計画が出される、その計画は當然委員会において明年度はこれの計画によるものである、こういうふうな言つておられることが、今度の委員会に出たら、そういうものは全然違ふのだ、こういうことが許されるかどうか、こういうことであります。

○田中國務大臣 これは何でも御説明いたしますときには、政府はこの時点に立つて將來を見通して申し上げておられるわけでありませう、こういう相手方が外國とか、それから輸出輸入の問題であるとか、非常に対象が動いておるものに對しましては、委員会の御審議の結果、要求されることは、事態に對して遺憾なきを期せ、こういうことで大体御要望願つておりますので、彈力的に、しかも委員会で御説明を申し上げました趣旨の通りなりながら遺憾なきを期しておるわけでございますので、数字が大体この程度の数字でありますと言つたけれども、いろいろな事情でもつてあるプロジェクトというものは、これは輸銀のような業務としては問々あることでありまして、どうも御質問と私が申し上げておることとが違つたことを申し上げておるとは思ひませぬけれども、具体的なものに對して御質問があれば、なおはっきりお答え申し上げます。

○ト部委員 私は当初にお断わりを申し上げましたように、端的にお答えを願ひたい、こう言つたわけでありませう。いま大臣の答弁は何か銀行局長のほうから耳打ちをされて、私のこれからの質問を想定してお答えであつたわけです。私はそういうことではなかつて、そういうことが許されるかどうか、なんだという質問であります。大臣、それは許されないでしよう。

○田中國務大臣 法律で明定の事項であり、國會で議論をし、政府の意向を明らかにいたしておるものに對しては、大蔵に對して間違ひあつてはならないといふふうに考へております。

○ト部委員 ではそろそろ具体的な問題に入りませんが、大臣も大蔵大臣の職にありませう、この点についての明快な態度をお答え願ひたいと思ひます。

高橋銀行局長のほうから耳打ちをされておりますので、内容は大体おわかりかと思ひますが、三十七年の十二月五日の委員会における発言の中に、これは前委員会の中でもだぶん討論があつたわけでありませう、大臣が出てからといふことでこの問題を保留したわけでありませうから申し上げるわけでありませう、武蔵委員のほうから百七十億の資金の中で十六億という貸出しというものは少ないではないか、こういう質問に對しましてどういふことではない、本年度は百億、来年度においては二百七十億といふものを見込んでおる、こういうことであつたわけでございます。

〔委員長退席、田井委員長代理着席〕

しかしその大半は残っておる、一体この内容は何に使うのかということに對

〔速記中止〕

○日井委員長代理 速記を始めて。

すが、その中には中小企業投資育成会社は、東京と大阪と名古屋、三つとし

任命の役員が過半数を占めているのが四十六。そういうことです。それ

わったことがありましたね、そういう
ような人事のやり方、長官どう思いま

す。

○山村國務大臣 各特殊法人の人事の問題につきましては、これは所管の大蔵のお仕事でございますが、全般的な問題として考えますときに、特に私も野にありまるときには田中さんと全く同意見でございます。何か役人が自分の退職後の安定のために特別の法律をつくるような傾向があるんじゃないかという意見を持っておたものとございまして、いろいろ調べてみますと、特殊法人のときは上りましますところの目的というものは、いわゆるいままでの行政官庁よりは、かえって特殊法人をつくったほうが能率がある、そのほうが具体的に非常国民の皆さんに親切なお仕事ができるという点等がにらみ合わされて、特殊法人がつくられたものと思つてあります。しかしこの特殊法人に対しまして人事をどうするかという問題につきましては、一般論として申し上げますならば、やはり天下り的人事はこれは避くべきだろと思つてます。しかしあくまでもその特殊法人の人事というのは適材適所主義でもつてするということに相なると思つてございまして、偶然にその適材が官界から出られた方も国民の一人でございますので、役人上がりの方もこの特殊法人の中に入つたという傾向があるようでございます。ただこの際私は率直に申し上げませんが、個人的な見解で申し上げて、非常に俗なことばで言いますと、売れ行きのいい役所あるいは売れ行きの悪い役所、こういうことがあることは私は非常に不合理だと考えております。ぜひこの点は変えなくちゃな

らないと思つてます。したがって天下り人事というものについて、要するに特別に特定の役所と関係の深いような特殊法人のあり方、人事問題につきましては、もちろんこれは十分に研究をしなければなりませんし、あくまでも適材適所主義でいくということにそのねらいがなければならぬと存じます。金融関係は金融関係におつた者が適材であるという見方から、その点に官界の者が片寄つてゐる結果になると私は存じますが、ぜひひとつこの点はあくまでも、あらゆる役人の方々がやめた場合には、その後のことについては国としても、また国会としても考えてあげなくちゃならない重大問題であると思つてます。特別な役所が特殊法人にひもつきでもつて行くというふうなことはぜひ排除してまいりたいと考えてございます。

○田中(武)委員 いま長官は売れ口のいい役所とそうでない、こう偶然言われたのですが、まさにそのとおりで、文部省関係では六つ特殊法人があるわけですが、そのうち政府任命の人事が二十四名、そのうち二十一名が文部省関係といひます。各省出身の人で占められてゐる。厚生省関係は四つ、政府任命人事にかかると十五名、その十五名、全員が占められてゐる。こういうことを考えますと、大蔵、通産は比較的売れ口がいい。しかしそれも電力会社とか、あるいはなんとか製鉄といつたような、いわば自分に仕事の関係のあつたところ、運輸省の役人は私鉄にいくといつたような、それがいいといふのは全面的に言えないとしても、そういうことであるならば、自分が役

人として仕事しているときに、もうそろそろ勇退の時期だ、そうするなら行く先をまず話をして、そこに奉仕をするといふことが確かにあると思うのです。それから適材適所と言われましますが、一つの公団なり公社に行つた人が、次に全然性格の違つたところに行くのを適材適所と言へますか。道路から住宅、こういうふうなかわり方ですね。こういう点について行管の長官としてのあなたに望みたいのですが、この九十二の特殊法人を一本総ざらにいひ直しまして、ぜひ必要かどうかを検討し直す、さらにその人事の内容についてどうであるか、根本的に検討をし直す用意がありますか。

○山村國務大臣 先ほど申しましたように、私といたしましてはやる役人の方のあの問題については、あくまでも機会というものは均等であるべきだと考えております。ただ偶然にでき上がります特殊法人が、特別の才能を要する人を求めるためにいろいろと関係の役所の方が参ります結果が生まれましますことも現実の問題として否定できない事実だろと思つてます。ただそのために役人在職中にいろいろな疑いを持たれるようなことがあつてもいいなと思つてゐる。あくまでも公正な立場から適材適所主義でもつて特殊法人の人事というものは貫くべきであるといふことについては変わりはないと存じます。なお御指通の問題につきましても十分検討いたしてみたいと存じます。

とで、大体二つに分かれるのです。それから総裁等の役員任命の形式がやはり二つに分かれる。それから業務方法書の作成、これが主務大臣の許可を得るのと得ないのと、あるいは定款変更について主務大臣の認可を得なければ効力を発生しないといふのと、そういうのと、そして退職金、退職手当等の決定について、これまた主務大臣の認可を得るのを得なくてもよいのといふところがあるのです。そこで一つずつ伺いますが、まず性格の点ですが、これは長官に無理かもしれませんが、たとえば輸銀法は第二条で「公法上の法人とする。」とある。ところがたとえば中小企業金融公庫法は、ただ「法人とする。」となつてゐる。「公法上の法人とする。」と、「法人とする。」とはどう違ひますか。

○吉田政府委員 日本開発銀行法とか日本輸出入銀行法におきまして、法人格を表示いたします場合に、公法上の法人といふ文字を使つてございまして、この点は日本国有鉄道あるいは日本専売公社等、昭和二十年代の初めころに、当時のGHQの強い統制のもとにおいて立法いたしました法律にはその例がございまして、最近立法いたしましたものにおきましては、法人格があることを表示いたしますために、先ほど田中委員の仰せられましたように、たとえば中小企業金融公庫におきましては単に「法人とする」と書いてございまして、この差異でございまして、「公法上の法人」といたしたのは、当時のGHQの非常に強い示唆がございまして関係はございまして、意味をいたしましては、公的な色彩が非常に強いものである。単に法人といつても、法人には公法人と私法人があるといふのが学説でございまして、その公法的なものであるといふことを表示するために「公法上の法人」といふ文字を使うほうがいいであらうといふ非常に強い示唆がございまして、このやうな文字を使つております。しかし現在になりましてからは、あえて「公法上」といふことを表示するまでもなく、その法人の性格によつて、公法的な色彩のものであるか、あるいは私法的なものであるかといふことは、法文の規定によりまして、明確に相なりまします。最近では単に「法人とする」といふ文字を使つてゐるわけでございます。

○田中(武)委員 これは占領下という特殊な事情においてさうだといふことのように、特殊法人に私法上の法人といふものがございまして、ここに特に「公法上の法人」とうたわなければならぬ理由はないと思つてゐる。○吉田政府委員 いわゆる特殊法人と申しますものは、これはいわば學問上の概念のやうなものでございまして、実定法上何が特殊法人であるといふことはきまつておらないわけでございますが、一般に特殊法人といわれておりますものの中にも、たとえば電源開発株式会社であるとか、日本硫酸輸出貨物株式会社であるとか、あるいは先ほどまたお話のございました中小企業投資育成株式会社のようなものは、これは明らかに商法上の株式会社の形態をとつておりまして、學問的に申せば私法人に相なるかと思つて、輸出入銀行あるいは開発銀行等のごときものは、行政法學の上ではいわば公法人と呼ばれるたぐいのものだらうと考えており

ます。

○田中(武)委員 その答弁はおかしいと思う。たとえば電報開発株式会社、日本航空株式会社にしても、名前は株式会社にしておるが、目的は公的ですよ。ここで公法人と特にうたう必要は私はないと思う。日本銀行はどうですか。日本銀行法によるとただ単に「法人」となっているだけですけれども、それを区別する理由はないでしょう。いま言われたように、特別な占領下にあったからだということならば用語を統一してもらいたい。でなければ、これは公法上の法人とするのでないものは私法人だと考える向きがありますから、これは用語を統一してもらいたい。これは法制局と同時にそれぞれの所管になるだろうが、山村長官に意見を伺います。いろいろと違うのですけれども、同じ性格のもので用語が違うのです。

○吉田政府委員 いま仰せられましたように、日本輸出入銀行については確かに「公法上の法人」という字が用いてございます。その点は確かに用語の上で不統一ではないかという仰せでございます。まして、まことに私も不統一だと思っております。したがって、最近の立法では「公法上の」という文字は使いませんで単に「法人」として用いるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、「公法上の」という文字を入れましたのは、当時の占領下におきましてGHQの強い指示によつて入れましたわけでございますので、今日におきましてはこの「公法上の」という文字があるかないかによつて法律上には意味の違いはないというふうに考えております。

○田中(武)委員 GHQの指示によつてと言いますが、いま独立したでしょう。そうしたら、たとえば日本銀行が単なる「法人」となつておるわけですから、輸銀、開銀等が「公法上の法人」となつておる。これは統一しなければいかぬでしょう。もしそれを見れば、特にうたつてあるのは公法上の法人だと思ふし、そうでないのは私法上かという疑いをはさみます。法律というものは一々あなたの解釈を聞かなければならぬというでは困りますよ。どうですか。

○吉田政府委員 ただいま田中委員の仰せられましたように、用語の不統一であるということは私も重々認める次第でございますが、改正の機会のあるごとに改正するようにしてはどうかというところに相なるかと思ひますが、「公法上の」という文字があることによつて、特に輸出入銀行、日本銀行に對して公法的な色彩が強いというほどの解釈も立つまいということ、ただいままでのところでは不統一でございますが、今後十分検討してまいりたいと思ひます。

○山村國務大臣 特殊法人には御存じのようにいままででござりまするいろいろな過程がございました。したがってさまざまな内容が含まれておるものと存する次第でございます。田中委員の御指摘は全く私も感服いたして拝聴しておた次第でございますが、これを一ぺんに改めることができるかどうかという問題になりますとなかなか問題でございますが、十分検討はいたしたいつもりでございます。

○田中(武)委員 大蔵省はだれかおられますか。いま吉田部長も言われたように、そのつど変えていく、こういうことなんです。いま現に輸銀法の改正をやつておるのですから、二条を変えたらどうですか。そのつど変えていくということは法制局から出たんです。いま現に輸銀法の改正をやつておるでしょう。この改正のときに、特に「公法人」とうたうだけの確たる根拠がなければ、用語を統一する意味において「法人とする」と変えたらどうですか。

○高橋(俊)政府委員 そういう一貫した方針がはつきり法制当局で立てられました場合には、われわれはそれに従うのがいいと思ひますけれども、今回の場合におきまして、法制当局の考え方として、そこまで改正の手を加えなくてもいいのではないかと、そういう御意見であつたやうでありますので、われわれのほうの提案はそのまゝになつております。

○田中(武)委員 いま吉田さんはそのつど変えていったらいいと言われた。現にいまこの法律の改正をやつておるでしょう。特に「公法人」とうたう理由が、かつての占領下においてGHQの指示によつてやられた、こういうことであるなら変えたらどうですか。あとで日本銀行との性格の違いに触れたと思つておられますが、日本銀行はただ単なる「法人」となつておるだけで、どうですか、その二人で一ぺん相談してみてください。

○吉田政府委員 日本銀行法は第一条第二項におきまして「法人」と書いてございいますことは仰せのとおりでございます。ただ日本銀行法は昭和十七年にもうすでに制定されておまして、占領中にこれをまた特に「公法上の法人」と直せというほどのこともございませんでしたわけで、現在単に「法人」と書いてございいます。輸出入銀行、開銀銀行はいずれも占領中の立法でございしましたために、特に先ほど来申し上げておりますように、GHQの当時の財政局の強い指示でかようにいたしましたわけでございいます。同様の例は他の特殊法人にも若干ございしますが、もしも、これを改正するといひましたならば、あるいは基本的な方針をきめまして機会あるごと改正するという必要もございまいしょうけれども、先ほど私がお答え申し上げましたのは、これをあえて改正しなくても、日本銀行と日本輸出入銀行の法人格の性格が、特に日本銀行のほうが公法的なものであると日本輸出入銀行のほうが私法的なものであるというふうな差別は出てこない。法律上の解釈をいたしましては、当然他の規定の解釈によつて、公法的な色彩の強いものは公法的なものであるし、私法的な色彩の強いものは私法的である。単に社会的な実体である社団なり財団に對して法人格を付与するかどうかをこの規定は企図したものであるといふことでございしますので、いま直ちにこれを改正しなければはかとの権衡上非常な問題が生ずるというところは、私はないのではないかと思ひますが、将来の問題として検討は十分にやつてまいりたいと考えております。

○山中委員 大臣の直接の所管でありませんが、せっかくおいでになつてこの問題が出ておますから、これは法律用語の統一の問題ですから、内閣においてはいさかしくときに討議され、統一するかしんか、するならばどういう手段であるか等について、し

かるべき御検討を願うことに委員長からお願いしておきます。

○山村國務大臣 ただいま委員長からも御発言ございましたが、この問題はあるいは私の管轄じゃないかもしれませんが、私といたしましては非常に田中さんの御意見に、先ほど申しましたように、聞かされた点がございしますので、十分検討したいと思ひます。

○田中(武)委員 次に資本金の定め方ですが、これもこの前若干触れましたが、いわゆる出資ごとに法改正の形態をとつておると、今度輸銀が改正しようとするように、予算がきまれば自動的に資本金がふえる、そういうような形態をとつておると、いろいろあるわけですから。たとえば輸銀法の現行法は、出資ごとに法改正の手續を必要としている、こういうのもたくさんあります。九十二の中にはある。それからこの今度の改正は、先日來問題になつておるうちに、予算の範囲内において云々と、予算が通れば自動的に出資がふえるという形態をとつておる。この出資金の定め方について二通りあるのはどういふわけなのか。二通りでそれぞれの形態の中に入つておるものは、どういふ根拠に基づいてそういうふうな定められたのか、お伺ひいたします。

○吉田政府委員 この点は先週の金曜日にも若干お答え申し上げましたので、あるいは重複する点があるかもしれませんが、たとえば輸出入銀行法の現行法のように、資本金の規定が一定の金額をもつて、たとえば輸出入銀行法におきましては「千八百三十三億円」ということに限定して書いてございすのと、それから今度の改正案のように、予算で定める金額の範囲内にお

て政府が追加出資をできるという規定にいたしましたものと、二種類ございす。従来は輸出銀行法の規定によつて、一定の金額を表示してございす場合に、その法律を制定した当時においては、いま直ちに資本金額を増加するということは、国としては予想されないで、その与えられた金額を、いわば回転させて業務を遂行していくということとを予定していたというものであります。このように金額を確定額をもって表示するというのが従来の例でございます。今度輸出銀行法におきましては、第四条に第二項を設けまして、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において追加して出資することができるといふような規定を設けようとしておりますが、これは日本輸出入銀行の性格といたしまして、予算で国会の御審議を受けて、一定の金額を追加出資できるといふことが認められた場合には、資本金額が増額し得るもの、増額される傾向にあるもの、追加出資を法律上も鮮明したという趣旨でございまして、従来とおおむねこのような方針によつて、追加出資が法律上も予想されるようなものについては、日本輸出入銀行法の今回の改正のような規定を使つておるわけでございす。

○田中(武)委員 いま改正でそうしようとしておられるので、出資のときは法律によつて金額をきめておつたわけですから、輸銀法もそう、開発銀行法もそう、それから中小企業金融公庫法もそうであつたのを変えたわけですね。こういうのは初めから資本金は確定したものであつたかと考えておやりになったのですか。日本銀行はどうです。日本銀行も法律で定めてあるのです。これはどうです。さらにこの問題については、われわれとしては、いわゆる国会の承認といふ点において反対でありまふ。反対であるが、こういう二つのきめ方がある。それがいま言われるように、住宅金融公庫等は初めからそうであつた。あとはそうでなかつた。しかしあなたの意見によると、将来出資が予想せられるものはあつたのほうの方式をとつた、そうでないものは前のほうの方式をとつた、そういうことだが、それが中小企業金融公庫はどうなんだ、輸銀はどうなんだ、こうなつてきたらちよつとあやしくなるのです。これはひとつ、出資金のきめ方を九十二の法律に従つて分類してみてください。

○古田政府委員 出資金のきめ方については、先ほど田中委員が仰せられましたように、確定額をもって表示いたしますものと、それから一定の追加出資が認められますものとございす。この追加出資を法律上認めております中にもさらに二種類ございまして、一つは日本輸出入銀行法のごとく「予算で定める金額の範囲内において」といふことで、はっきりしほつてございすものと、それからこれは特殊法人でございまして政府以外の出資を予想して、単に認可によつて追加出資ができるといふことを規定したものとございす。大体特殊法人の資本金のきめ方は、確定額であるか、あるいは一定額にさらに加えて将来の追加出資を予想した規定を設けるか、その

いづれかでございまして、今回輸出入銀行法を改正いたしました趣旨は、先般も銀行局長からお答え申し上げましたように、従来は輸出入銀行の資本金については、そのつど法律の改正の手続きを経てやつてまいりましたが、この場合におきましては、その改正のつど、このような資本金額であるといふことを法律上表示いたしまして、その当座においては、現在何回かの改正によつて千八百八十三億円になつておりますが、前回の改正の際には千八百八十三億円を回転させていくのだという趣旨でございまして、今後はそれをさらに広げまして、予算で国会の御議決がございしましたならば、その範囲内で政府が必要に応じて追加出資ができるというふうな、日本輸出入銀行の性格を若干変えてまいりたいという趣旨で、このような改正をいたしましたものと私も了解いたしております。

○田中(武)委員 説明は了解できないのです。この規定はわれわれは反対です。こういうことであると九十二の特種法人について一つ一つ、これはどうだ、これはどうだと言ふならば、山村長官、お聞きになつて、特殊法人の中にも資本金のきめ方はまちまちである、こういうことについても認識してもらいたい。

○山中委員長 委員長席からですが、社会党はこの点だけで法案の採決には、出資の増額に反対とかどうとかといふことでなくて、反対の態度をとらざるを得ないというふうなこともございすので、ケースバイケースの議論、いい悪いの議論よりも、内閣としては、こういう性格のものを、出資金のきめ方なり何なりをどういう方式にするかといふことは、輸銀が出たから輸銀でどうしようというふうな処理のしかたでない方法、さつき例と同じようなことで、これも検討して基本方針を内閣としてきめて、それに従つて分類されて、これはこつちの分類だから資本金の額は国会に出さないのだというふうなものはつきりきめて、その方針に従つていけるように御協力願ひませんか。

○山村国務大臣 これは私の直接の所管ではございせんけれども、だんだん御意見を承つておりました、先ほど問題だと考えますので、一応委員長からの特別のおことばもございすから、内閣に帰りますので、内閣として善処するつもりでございす。

○田中(武)委員 次に総裁と役員の仕事形式ですが、総理大臣が任命する。輸銀がそうです。そうかと思つて、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。これは中小企業金融公庫なんかもそうです。あるいは海外経済協力基金法では主務大臣と書かずに経済企画庁長官とつたつてある。そういうふうに、いわゆる閣僚任命と総理任命とに分かれておる。おそろくその性格が大きいというか、重要なものは総理の任命、そうでないものは閣僚任命ということになるのか知りませんが、これは一体どこで区別したのですか。区別の限界はどこですか。

○古田政府委員 従来特殊法人を設立してまいります場合に、その理事者の任命の方式をいかにするかといふことにつきましては、この特殊法人に伴います業務の性格あるいはまたその業務の重要性、したがつてまた、その理事者の任命が一般行政の上において占める重要性の度合いといふものをあれこれ勘案いたしました。あるいは内閣の任命あるいはまた内閣を代表する内閣総理大臣の任命あるいはまた主務大臣の任命というふうに区分してまいりまして、また任命制によらず一定の範囲内のもので、選任したものについて主務大臣等が認可するといふような程度のものでございす。それは先ほど申し上げましたように、いずれも特殊法人の性格と重要性によつて違つたわけでございまして、日本輸出入銀行なり日本開発銀行につきましては、内閣総理大臣任命といふことでその重要性を示したという結果に相なると思ひます。

○田中(武)委員 その重要であらうといふことは想像がつくのです。しかしその限界はどこなんですか。さらに、重要なものだからといふならば、大企業が主として利用する輸銀は重要であつて、全国何百万の中小企業が利用する中小企業金融公庫は重要でないのですか。内閣の姿勢としてお伺ひいたします。

○山村国務大臣 先ほど申しましたように、このでさう上がつております特殊法人の今日に至りますまでの段階におきましてはいろいろな事情があつたと思ひます。したがつて、その間に重要度の輕重等を勘案いたしました。この問題については、しからば尺度をどこに求めるかといふことになると非常にむづかしい問題になります。やはりのその当時の情勢がどういふような結

果をもたらししたものと考える次第でございませう。

○田中(武)委員 一つ一つだめを押し、委員長の言われたようなことを申し、でもらうことは時間がかかるから、あとは総括してやります。

総裁の任命も一つの基準を設けて、それが資本金なのかあるいはその法人の果たす役割なのか、それは知りません。しかし重要なものは総裁任命にし、そうでないものは、というなら、大企業向けのものも重要であつて中小企業は重要でないのか、こう言いたくなるのです。そうでしょう。そうすると、貿易と開発ですが、海外協力基金——これはまあ輸銀の下請みたいなものですから、だからこれは輸銀のほうに重要かもしれない。こういうことに對して明確な基準を示してもらいたい。資本金でやるならば、何億以上のもは総裁、あるいはそれ以下は閣僚任命、そういうふうにするか、何らかの方針をはっきり打ち出していただきたいと思ひます。いかがです。

○山村國務大臣 御意見として十分拝承いたしました。検討したいと思ひます。

○田中(武)委員 次に業務方法書の作成権ですが、たとえば輸銀はみづから業務方法書の作成権を執っています。中少企業金融公庫等は、たとえば金融公庫法二十一条ですが、これは業務方法書をつくって主務大臣の認可を受けなくちゃならぬ、こういうことなんです。海外協力基金法の二十二条は経済企画庁長官の認可をとらなければならぬ、ということになっておるのです。この業務方法書をみづからつくる権限のあるものと、大臣の認可を得て初めて

効力を発生するものとの二つがありませうが、その境界といひますか、区分はどこでやっておられますか。

○吉田政府委員 日本輸出入銀行、日本開発銀行につきましては、これは當時、成立の事情でございませうが、先般もお答え申し上げたかと思ひますが、特に銀行という名称を使ひまして、他の銀行とは同じような形態であることとを表示しておりますことからもうかがわれますように、できるだけ重要な、一般市中金融によりましてはできないような金融の補充を行なうという業務でございませうが、その運営についてはできるだけ理事者の自由手腕によつてやつていこうということと、他の特殊法人に比べますと非常に監督の規定はゆるやかでございませう。ゆるやかと申しますと語弊があるかもしれませんが、個々の行為について一々認可とか承認によつて監督をするという方向でなしに、全体として大筋の監督をやつて、あと細部は総裁以下の理事者の運営にまかせるという方針で制定せられたものだということですが、當時の制定の事情を記した著書等にも書いてございませうが、そのようなわけで、輸出入銀行、日本開発銀行につきましても、業務方法書は銀行自身でつくつたと思ひますが、届け出るというような方法になつております。御質問の公庫につきましては、これはその予算につきましても公庫の予算及び決算に關する法律によつて、非常にこまかいところまで監督をするようなのと同時に、業務方法書についても認可制をとつておるわけにございませう。また公庫以外の法人につきましても、業務方

法書あるいは業務の方法という形で認可制をとつておるものが非常に多いとございませうが、大部分はそのような認可制をとつております。特に輸出入銀行と開発銀行だけがやや例外的なかつたうになつておりますのは、先ほど申し上げましたような制定當時の事情によるものと私も考へております。

○田中(武)委員 これも制定當時の事情ですね。これはこれでよいとおきましよう。

次の答へもたぶん同じようなことになるかと思ひますが、定款変更のときの効力です。これも定款変更届けで済むもの、輸銀法五条二項、かと思ひます。他は、たとえば海外協力基金法もそうです。たくさんありますが、経済企画庁長官とうたつてあります。あるいは主務大臣の認可を得なければ効力が発生しないといふのです。この点どうなのですか。これも制定のいきさつですか。

○吉田政府委員 日本輸出入銀行法と日本開発銀行法について、定款は單に定めて、これを變更の場合届け出るといふことになつておりますのは、先ほど申し上げましたような事情に基づくものでございませう。他の特殊法人につきましても、定款のございませうものにつましましては、当初の定款の作成は設立委員が作成するが原則でございませう。その後定款の變更につきましても、必ず主務大臣の認可制によつております。ただ最近でございませう特殊法人によりましては、定款といふ形のいわば自己規律を設けないものが相当ございませう。それはすでに法律によりましてその資本金なり、あるいは社団的なものでございませうならば人的構成、会員で

あるとか出資者であるとかの構成であるとか、役員及び職員、業務、会計、經理等につきましては、法律の段階で相當詳細に規定されておりますので、さらにそれに加えて定款といふ自己規律をする必要がないといふことから、最近の特種法人では定款を設けないものがむしろ多いような傾向になつております。

○田中(武)委員 これも定款變更が許可制になつておるとの届け出制——ないのといふのとについての性格の論争はまたいたしたいと思つておりますが、これも違ひのようです。

さらに退職手当等のきめ方、たとえば輸銀なり海外協力基金法は規定がなかったと記憶しております。中小企業金融公庫法は八条で主務大臣の承認を受けなければならぬとなつております。この退職手当等をきめるに於いて、かつてにきめられる法人と、主務大臣の認可を得なくちゃならない法人との區別はどこにありますか。

○吉田政府委員 日本輸出入銀行法と日本開発銀行法は、これはやや例外に相なつておりますが、最近の政府出資がございませう特殊法人については、当初は退職手当だけでございませうが、最近はその職員の給与及び退職手当の基準については主務大臣の承認を受けるといふ制度を設けておりますのが立法の例でございませう。主務大臣はその承認を行ないます場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬという規定を設けております。このような規定を設けましたのは、政府出資によつて、いわば政府の代行機関のような機関を設けまして、政府が直接行なうよりも、別な法人格をもつて、あるいは独

立採算制をとり、あるいはまた企業性を發揮して、形の上では法人格を異にして国以外の主体をもつて行なわせるが、實質は行政機関が執行するのと同様であるといふような趣旨もございませう。それで、その職員が、特に政府の職員、国家公務員でございませうとか、あるいは公共企業体の職員とあまりかけ離れた給与ベースにあるといふことは、全体の調整の上から適當でないといふような考え方、最近の立法例では、給与と退職手当の基準は必ず承認制に変わつております。ただ御指摘のございましたように、日本開発銀行法と輸出入銀行法にはそのような規定がございませうことはまさにそのとおりでございませう。

○田中(武)委員 これはどうやら特殊事情によるということと逃げられておるようですが、長官、お聞きのように、退職手当のことについても、定款變更の効力についても違つたきめ方がしてある。これなんか私は検討が必要だと思ひます。どうでしょうか。

○山村國務大臣 各特殊法人の業務の内容の問題でございませうので、私からあまり申し上げることは不適当だと考へておりますが、特に退職手当その他の問題等につきましては、後段に御指摘の問題等は研究する必要があるんじゃないかと考へておる次第でございませう。

○田中(武)委員 要は特殊法人を九十もつくつて、その根拠法がでたらめであるといふことです。自分が退職後に入り込むところをつくらうといふことにきゅうきゅうとしてゐる、法律的な基準がでたらめである、こう断ぜざる

を得ません。そうでないと言ふなら、意見伺ひましよう。——法制局が答弁する筋合いのものじゃないと思うのですが、ありますか。

○山村国務大臣 ただいまの御指摘の問題につきましては、いわゆる特殊法人のいままでのいろいろないきさつがあつた次第でございますので、その間におけるところの田中委員の御指摘の問題は、先ほど御返事いたしましたとおり、検討いたすことで御了承いただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 それではこの輪銀の退職手当の法の内規というが、基準というが、それを資料として出してもらいたい。いいですか。

○森永説明員 輪銀の役員は退職金でございますが、規定上は私も限りで定められることになっておりますが、別途予算上の制約がございますので、そのつど予備費をもつて支出いたしておりますので、その観点から大蔵大臣の承認を経ることになつております。実際の支給にあたりましては、その観点からある程度基準がございますので、その基準は在職年数一年につき給与の〇・六五というのが基準でございます。

○田中(武)委員 だからその基準をもらいたいというのです。資料要求です。

○山中委員長 田中君、答弁できたら、それでいいじゃないですか。

○田中(武)委員 それでは続けます。

私ここに「中小企業金融公庫役員退職手当の支給に関する基準」というのを持っています。これは中小企業金融公庫法の十八条で主務大臣の認可を得たものですが、第一条読んでみ

ましようか。役員が退職した場合においては、在職期間一月につきその者の退職の時に受ける俸給月額に百分の六十五を乗じて得た額に相当する金額以内の金額を退職手当として支給する。以内とあるからと言ふところが、一カ月給与の百分の六十五です。それを一年に直すと七・八カ月くらいになるはずで、こんなに高い退職手当の基準というものがあつていいですか。中小企業退職金共済事業団ですか、あれによる退職金はどのくらいになっておるか御存じですか。

○森永説明員 私が先ほど申し上げましたのは、簡単に申し上げましたが、ただいまお読み上げの中小企業金融公庫の場合と実質は同じでございます。これは予算統制の観点から大蔵省主計局において設けておる基準であると承知いたしております。各公庫、公団等に通ずる基準であると承知いたしております。

○田中(武)委員 大体いま申しました一ヶ月百分の六十五というのが一つの基準のようです。ならば一々退職手当について主務大臣の認可云々という規定が必要かどうかということも議論になると思ふのです。さらにいま言った一ヶ月で給与の六十五が退職金としてつくのです。先ほど申しました中小企業退職金共済事業団、あれによる退職金は一体幾らくらゐると思つていますか。この率でいくと、一年に七・八カ月分です。さらに、輪銀の總裁の給料は今三十四万です。一期四年間やつたとしたら、一千六十万八千円ということになる。これ言いたくないのですが、森永さんは中小企業金融公庫の總裁を二年七カ月やつておる。

三十一カ月です。それで五百三十四万退職金をもらつておるわけですね。中小企業の人たちがもう、法律によつて保護を受けておる退職金が一体幾らであるか、あるいは国家公務員の退職手当法は、一体幾らだと思ひますか。

○田中(武)委員 別表を見てもらひなさい。三十一カ月で何ぼもうか。中小企業退職金共済事業団、この法律の十條二項による別表で計算したら、三十一カ月で六千二百四十四円です。国家公務員等退職手当法、この三條によつては一年に一カ月分です。そして十一年を過ぎてから一年ごとに一・一カ月分となるのです。一カ月で六十五というのとはものすごく違ひますね。これはどうに思ひます。

○高橋(俊)政府委員 それらの給与関係につきましては、本質的主計局、特に給与課長が参つておりませんが、私もよく一般の慣例から申しますと、役員と職員との間には、民間、少なくとも中小企業を別といたしまして、大企業における従来の慣行は、職員に対する退職手当と役員に対する退職手当との間にはかなりの差があるのが実情でございます。政府機関の役員の退職金を六十五というふうにきめましたのは、いろいろなさういふデータを中心として集めて、その結果大体同等程度の業務を行つてゐる会社の役員の退職手当の率を参考といたしましてきめたものというふうに私も聞いております。

○田中(武)委員 職員と役員との率に差のあることは了承いたします。しかしあまりにも多過ぎる。しかも最初から言つておるうちに、これらの人たちは各省において局長なり次官をしてお

つたいわばもう一つの仕事を終えた人でしよう、功なり名を遂げた人でしよう。その人が先ほども言つたように天下一か押し込み知らぬが、何か入り込んで。一カ月在職の退職金が月俸の六十五というふうなべらぼうなものであつて、どうですか、普通の会社で定年退職をすれば、公務員は定年はないが、重役は別として普通の者ならば今度は嘱託やなんかになつて給料が八〇に減るのです。この人たちは役人をやめるときに退職金をもらつておるでしよう。そういう答弁をするのなら森永總裁にははなはだ失礼ではあるけれども、森永さんが次官をやめられたときの退職金は幾ら、いいですか、それから金融公庫をやめたときのものはいま申しましたように五百何十万ですね、それから一期輪銀の總裁をしたときはいま言ひました一千何ぼです、長官どうに思ひます。

○山村国務大臣 どうやら私の管轄外のことでございますので、私としてはお答えを避けておきたいと思ひます。しかし田中委員の御勉強のほどにはほとほと感服しております。

○田中(武)委員 つまらぬことをほめていたたきたくないのですが、これはあなたにどんぴしや答弁を求めるのはどうかと思ふのですが、といつてこれは一体總理かだれかといつたつてそれぞれ管轄が違うのです。そうするとやはり總理を除けばあなたか官房長官、あなた自体は行政全般の機構について監督する、そういう立場であるのですから、少なくともこの事実を閣議に持ちかけてやつてもらひたい。

それからいま言つたように、それぞ

れの法律において主務大臣の認可を得て云々という規定があるけれども、実際は退職時の給料の百分の六十五だ、こういうことであるならさうきめなさいよ、法律がなかで。そして全部それに右へならえしたらいじやないですか。この規則だけでは一般の国民にわからないのです。いいですか、一カ月でその退職時の一カ月の給料の六十五ずつつけるんだといつたらどう考えますか。しかもその人たちはもうすでにそれぞれの役所において局長なり次官をし、功なり名を遂げた人です。余生を国にささげる人ですよ。そういう人がこんなべらぼうな退職金をとつておる。給料にいたしましてもいま輪銀の總裁は三十何万でしよう。国会議員の歳費を十八万円にしたら上げ過ぎたといわれる、どうに思ひますか。

それからこれは吉田さんも聞いておいていただきたい。たとえば中小企業金融公庫の理事長という名前のものを今度は總裁に直しましたね。つまらぬ名前を統一して總裁に直すくらいならば、いま私が指摘した法律やなんかの字句を全部直さない。理事長という名前をわざわざ總裁に直したのです。ほかのものが總裁なので總裁にしたのだというところが提案の理由だったので、つまらぬ呼び方だけを總裁に直すのだったら、私が申しましたように資本金から定款から退職金まで統一しなさい、これを要望いたします。

○山村国務大臣 私が先ほど田中委員の御勉強に感服したということは決しておせじではございません。ほんとうに心から敬服をいたしております。したがひまして私も十分研究をいたし

たいと思います。

○田中(武)委員 輸銀と対外協力基金法との関係はどういう関係になりますか。

○高橋(俊)政府委員 その点につきましてはすでに二回ばかり御答弁申しております。簡単に申しますれば経済協力基金は輸出入銀行のいわゆる金融ベイスに乗りないようなものを取り扱ういわば補完的な対外投資のための機関である、こういうふうに申して差しつかえないのではないかと思います。

○田中(武)委員 海外協力基金法の目的を見れば輸銀から資金の供給を受けることの困難なもの、こういうことになっている。たとえばどういふものがありますか。

○高橋(俊)政府委員 たとえて申しますれば相手国の経済開発に伴う公共投資的なもの、水道事業であるとか、下水事業であるとか、あるいは普通の商業ベースの場合に比べれば収益性の比較的低い農林水産、そういったものがあると思います。ただしいままでの実例の中ではこれらの日本の業者が海外において資源の開発を行なう、ただしそれに相当のリスクが伴う、そういう観点から必ずしも輸銀の業務に適さない、そういうものを経済協力基金のほうに取り上げてやっているのが幾つかございます。

○田中(武)委員 もっと端的に理解して一方は貿易を主体とする、一方は開発を主体とすると理解したらいかがですか。

○高橋(俊)政府委員 ただし輸出入銀行は最初は輸出だけでございましたけれども、輸入金融というものもあとから加わりまして、その中にはやはり資

源開発を目的とする同行が、輸入すべき重要資源の開発のために輸入金融を行なう、こういうものもございまして、で若干そこに領域としては重複しておいて質的に相違がある、こういったものがございまして。

○田中(武)委員 そうすると輸銀の第一の目的は別に変わる必要はありませんか。

○高橋(俊)政府委員 目的をいいたしましては変更する必要はないと考えております。貿易を主とする経済上の交流を促進するために、一般の金融機関が行なう輸出入及び海外投資に関する金融、この海外投資の中にやはりそういった相手国の経済開発というものを目的とするものが含まれております。たとえばブラジルにおけるウジミナスのような製鉄所の建設とか、そういうようなものも入るわけでございまして、当然開発事業というもののものの中に含まれていて、こういうふうに理解しております。

○田中(武)委員 海外投資が一条の目的のどの文句でそう読めるということですか。

○高橋(俊)政府委員 海外投資ということではいまのような事例は読めると思っています。

○田中(武)委員 この海外投資というのは上を受けるのでしよう。しかもこの法律制定の当時、第一条の目的に開発ということを考えて書いたのかどうか、あなたのいまの答弁では、その後においてでしよう。立法の趣旨はどうなんでしょう。それとも第一条の拡張解釈によってそれをなせるというのですか。これは特殊法人であります。特別立法であります。目的を拡張解釈する

ことが許されますか。

○高橋(俊)政府委員 たとえばウジミナスの場合で申しますと、プラントの輸出でやっております。しかしながら現地の会社における株式を保有するために、日本ウジミナスという会社がございまして、それに對して金融を行なう、その出資の分についてはやはり投資である。海外投資と考えて差しつかえないと思います。

○田中(武)委員 あなた間違いですよ。基本的な輸銀の目的を言っているのです。そういう事があるからということは逆ですよ。そうじゃないですか。輸銀の目的から、開発ということとがどこで読めるかということなんです。及び先ほどの答弁によつて、後ほどの輸銀ができてから開発ということが出てきた。したがって、本法制定の當時、第一条の目的に立法趣旨として開発を含んでおいたとは言えないと思うのです。どうです。

○高橋(俊)政府委員 開発ということばをここで用いている、いらないという問題ではありませんで、海外投資を行なう、では何のために海外投資を行なうかと言え、それはやはり現地に於ける経済の開発というようにもなるとこの中に含まれていて、そのために必要な日本側が行なうところの海外投資金融を、輸出入銀行の取り扱う補完ないし奨励というふうに解釈することは一向差しつかえないのじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 こじつけた解釈はやめてもらいたいと思うのです。法制局は、いま銀行局長の言ったような解釈で法律的によろしいのですか。

○古国政府委員 私は、輸出入銀行の

行なつております投資なり融資なりがどういふ形でいっておるかという具体的な実例を存じませんので、先ほどウジミナスに対する投資がそれに当たるかどうかというお話でございしますが、その点実態を存じませんのでお答えすることはいかかと思ひますが、ただ輸出入銀行法につきましては、当初は、この海外投資という文字はございせん、これはたしかあとの昭和三十三年の改正で入ったものと記憶しております。

○田中(武)委員 それなら了解しました。それが、できるようになつて目的を追加したならそれでいいのです。高橋局長はそれを言われなかったから……。

そうすると、海外協力基金との明確なる違いは一体どこに出てくるのですか。

○高橋(俊)政府委員 経済協力基金は輸出入銀行を補完するような業務になつております。補完するということとは、そもそもの業務の範囲そのものについてはその大きな差はないと考えていいのじゃないか。ただし、同じような海外経済協力でありまして、そこに若干の質的な差異がある場合がある。いわば非常に危険性が高い、収益性に問題がある、しかしなおかつそれをやらなければならぬ、そういうふうなことを予想いたしまして規定がなされていく。また実際の運用形態もそうなる、こういうふうな中に申していいのじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 あなたの言われたことはもう一つわからないのです。要は、海外協力基金は輸銀からのもので資本金とした、そうですね。それから

海外協力基金の役員の一人は、必ず輸銀の總裁の推薦する者を入れなければいかぬということになつておりますね。先ほど話があったように、最初この銀行法をつくったときには開発ということを考えていなかった。ところが業務の中にそういうことが入つてきた。それで目的を追加したのでしよう。だからその輸銀と協力基金との関連はどうなんですか、そういうことですよ。

○高橋(俊)政府委員 この輸出入銀行自体も、現状はともかくとして、法律のたてまえはまず民間金融の補完である。しかし奨励ということも入つておりますから、必ずしも補完ということばかりじゃありませんけれども、というところは、民間金融が行なえるものならそれはそれでいいのである。足らざることを補う、こういう趣旨でござい

ます。たとえば外国などには、民間の金融で相当に輸出入金融が行なわれておる分野がかなりございます。しかし日本の場合は、非常に民間金融が高い。そういうところから民間の金融機関の金利では、とても輸出入金融は円滑にいかない。延べ払い金融はうまくいかない。それでむしろ主体が輸出入銀行に移つておるわけであります。そういう場合にこの関係いかんということとを言われるのと同じであります。いわばその守備範囲におきましては非常に違いがあるわけではない。たとえば、海外経済協力という海外投資の面だけをとりましますれば、輸出入銀行とこの経済協力基金との間に大きな差があるわけではございません。先ほど私がいろいろ申しましたような普通の商業ベースといひますか、輸出入銀行は原

則としては、国際経済的に見て少なくとも商業ベースによる取引に対する金融であり、経済協力基金は、必ずしもそういう商業ベースというには当たらない、しかしやる必要がある、こういうものを扱うというふうに考えております。

○田中(武)委員 長いこと答弁したけれども、そんなに要らないですよ。一番最後の一言でよいのですよ。関係はそうでしょう。そうすると海外経済協力基金法第二十一条で、輸銀から借りることができるという規定がある。輸銀の側から見れば、十八条以降の業務として定めてある以外のことはできないわけですね。その条文を輸銀法と海外協力基金法との関連においてどう読みますか。

○高橋(俊)政府委員 御質問の要旨は、この二十一条でございますが、
○田中(武)委員 協力基金法の二十一条です。
○高橋(俊)政府委員 ここに規定してあるのは、輸出入銀行や一般の金融機関から普通の条件では貸し付けを受けることが困難な場合に、そういうものに、この基金が貸し付けていく、つまり補充という意味になりますか、普通の金融機関や輸出入銀行から借りることが困難の場合に、この協力基金から、貸し付けをするのだ、こういう規定になっております。

○田中(武)委員 そうすると輸銀は、海外協力基金には、融資はできないのですね。

○高橋(俊)政府委員 そういう規定はございません。

○田中(武)委員 規定がなければ貸し付けができるのですか。

○高橋(俊)政府委員 どうもよくわからないのですが、輸銀がこの基金に貸し付けるといふことはございません。
○田中(武)委員 そうすると、基金はこの出資をふやしていくというかつて、輸銀から特別に回るのである。最初そうだったですね。できるときに五十億輸銀からもらってつくったのでしたね。

○高橋(俊)政府委員 協力基金の一番最初の起りとしては財政上の、決算上の剰余といふこと、そういう余剰金をたな上げた、そのうちの五十億円をこういう海外経済協力の財源にする。こういうことからスタートをしております。この基金はいま百七十億円でございまして、今後におきまして、もしこれを増額するといふならば、おそれるような方針で、従来どおりの方針で行なわれるものと考えております。

○田中(武)委員 そうすると、これをあなたに聞くのはどうかと思うのだが、海外協力基金の理事の一人は必ず輸銀の總裁の推薦した者ということになっているのは、どういう関係ですか。

○庭山説明員 お答え申し上げます。それは先ほど高橋銀行局長からも説明がございましたように、輸銀の業務と基金の業務とのボーダーラインが非常にむずかしい問題もございまして、相互に目的は違いますが、関連をいたしておりますので、その間の調整と申しますか、そういうことを円滑にやりたいという趣旨で、基金の理事のうち一人は輸銀から来るということに

なっております次第でございます。

○田中(武)委員 先ほどの答弁を整理してみますが、輸銀の目的と海外協力基金の目的、これは一口に言うならば海外協力のほうはベースに合わないものを貸す、こういうことですね。そうして、輸銀は最初設立のときには五十億どうかというところがあります。輸銀からその海外協力基金には貸さないのです。そうすると、一人は必ず輸銀の總裁の息のかかった者を入れておかねばならないという確固たる理由はありますか。ただこちらはこれだけのベースだ、そのベースに合わないものに貸すのだ、目的はこういうことでしょうか。しかも、こちらからこちらに対しては融資も何もないので、一応つながりはないのです。いいですか。こちらが独立の法人なら、こちらも独立の法人なんですよ。何がゆえに輸銀の總裁の息のかかったものを入れておく必要があるのかということですか。

○高橋(俊)政府委員 この輸銀と経済協力基金とをどこに線を引くか、これが非常に明確に引けるものであれば何もそういう措置は必要ない。しかし非常にデリケートな場合がある。これを輸銀で取り扱うのが適当であるか、基金で取り扱うのが適当であるか、その解釈上非常に疑問があるというケースも実際問題としてあると思ひます。そこで、いやこれは輸銀の所管であるとか、いや基金の問題であるというふうになり、両者が争っておるようなことになりまして、当然早く決定すべきものもただその所管の問題で時間をむだに費やすことになる。したがって、両者の間の連絡というものは非常に緊密

でなければならぬ。緊密な連絡をとりながら、いずれの側でこれを取り扱うということも早くきめていかなければならぬ。そういう趣旨から、両者はある程度血のつながりを持つといひますか、そういうことが必要である。当然これは輸出入銀行のほうは歴史も古く、守備範囲も広い、そういう観点から、いつてみれば見分けるに当たるといふことでありますから、そういうことではないようなことが実際問題としてきめられておる、両者の連絡を緊密にするためである、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 輸銀法の二十四条に、他の金融機関と競争してはいかぬという規定がありますね。したがって、いやあつちだ、こつちだといふことはできないはずですよ。設立のいきさつはともかくとして、現在においては別個の法人である。にもかかわらず、息のかかった者を一人入れておかなければいけないということ、結局は海外協力基金は輸銀の下請でしょう。

○高橋(俊)政府委員 私は、その下請というの、輸銀が扱うべきものの一部を協力基金をして扱わしめるならば下請になりますか、そうではなくて、一応分野は別である、質的に違ふものを扱うのである、しかし実際問題として、機関が二つあるから当然やること

が違つておるはずだといふのじやなくて、その間には境界必ずしも明らかならざるものが出てくる、そういう点からこの両者の連絡を緊密にしなからそれぞれの分担をきめていこう、具体的なケースについてその場合場合にこれは基金であるとか、あるいは輸銀であるとかということを相談してやっています。

く必要がある、こういう趣旨でございます。

○田中(武)委員 輸銀に行つたら、これはうらやましい、基金に行きなさい、また基金に行つたけれども、これは金融ベースに合うから、経済ベースに合うから、輸銀に行きなさい、こういうことがあるから、こういうことですか。そうすると、ずっと詰めていくと、輸銀と経済協力基金とは別個に存在する必要があるのかないのか、そういうところまでいくのじやないかと思ふのです。

○高橋(俊)政府委員 すべての場合に於いて非常にあいまいだといふことであれば、これはまあむしろ区別するのがおかしいといふことになります。私が申し上げたのはその境界が明らかでないような場合がある、すべての場合に於いて判断がつかないのではないのです。だから、お互いに譲り合つたり取り合つたりということが絶無ではない、幾つかのケースの中に必ずそういうケースも起つてくるであろう、実際問題としてそうでございます。ですから、どちらかといへば例外的にそういうことが起り得るから、両者の独立性は守りながら連絡は緊密にしていかなければならないということでございます。

○田中(武)委員 大体無関係ではない、こう言うが、總裁の息のかかった者を一人だけ必ず置かなければいけないといふようなことは、私が先ほど来言っている人事の天下り、そういうことを考えておかしいと思ふ。政務次官、どうですか。一つの法人に対して他の法人が、ともに特殊法人なんですよ、それが、役員は必ず片一方の總裁

の推薦した者がおらなければいけないというようなきめ方は、どうですか。

○藤田政府委員 たいま政府委員のほうから説明をいたしたことから判断しますれば、いま田中委員のおっしゃいますように絶対に必要でないという判断は私はつきかねます。

○田中(武)委員 それじゃ吉国さん、このほかに、特殊法人から他の特殊法人へ、いまの輸銀と協力基金のよう

に一方の総裁または理事長が推薦する者を一方の法人の役員に置かなければならぬという規定は、九十二の法人のうちにありますか。もう一つ、実際に仕事をしている森永さん、その必要ありますか。ないでしょう。

○吉国政府委員 私もあまり記憶がよくないものでございますから九十二の法人について全部知悉しているわけではございませんが、どうもいまのところ、この日本輸出入銀行と海外協力基金との関係のようものはほかにはないかと思ひます。ただ、日本銀行法の政策委員会、その構成委員の中にはやそれに似たようなものがござ

います。

○森永政府委員 先ほど銀行局長から御答弁いたしましたように、ボーダーライン的なケースの円滑なる処理、のみならず目下基金の人員があまり充実されない期間の臨時措置かもしれませんが、個々の案件についての審査事務を輸銀に委託されておるといふような関係がございまして、常時基金と輸銀との間に緊密なる連絡を必要とするような事情でございまして、基金法第十一條にございまして、基金法第十二條にございまして、両方の機関の連絡を円滑ならしめるために理事一名の兼任はぜひとも必要なこと

であると私は考えております。

○田中(武)委員 それじゃ、現実には基金のほうへ行っている総裁推薦の人はどういふ仕事をしておるのですか。

○庭山説明員 お答え申し上げます。輸銀のほうから来ていたいておられます理事の方は、先ほど森永総裁からお話がございましたように、主として輸銀との仕事の調整で御活動されておるわけでございます。

田中(武)委員 この件についてはこれだけ言うておいて次に進みますが、いまおっしゃる通りに、輸銀と協賛基金との連絡役だけに一人役員がいるということですか。ほかに何かあるかしらぬが、ほとんど、その仕事をしています。月給何ぼ出しておるか知らぬけれども、その人にもやはりいま申しましたように在籍一カ月ごとと月給の百分の六十五という退職金が要るんです。次官どうです、少しむだだと思ひませんか。

○高橋(俊)政府委員 その点について、私が輸出入銀行、開発銀行を所管しておりますから申し上げるんですが、当初から今日に至るまで銀行という名前を冠しておるのは特にそういう点もございまして、その辺民間銀行等におきましてもやうに取締役以上の職責を果たすべき方々に相当来てもらっているものですから、実際の銀行としての運営の必要上民間の金融機関の人を入れなければならぬ。他の公庫、公団は私詳しくことは存じませんが、おそらくやはり官僚だけですべての運営がなされるというわけではないでしよう。とにかく民間の有能な方をそういう政府機関の運営にとって必要な方を

招くといひますか招聘する、来てもらうためにはやはりそういう方々の民間における待遇、そういうものとの権衡をとらなければならぬ。これが先ほどから田中委員がいろいろと御指摘なさっておりますはかの一般の例と比べて高いじゃないかというお話ですが、しかしこれは給与でございますから、本俸の高さと退職金の大きさ、そういったことについて、あまり民間よりも低過ぎるは実際問題として人が呼べないわけですか。ということはいろいろな民間的な業務を行なう場合もございしますので、その能率と知識、いろいろな点でそういう方々の力を利用しなければならぬ。政府機関といたしましてはやはり民間ベースに対応する、民間ベースとすべての観点において大体合わしていかなければならぬ。つまり本俸が低ければ退職金の割合は若干高くしなければならぬでしょう。まあ本俸において権衡がとれておれば重役の退職金の規定とはほぼ似たものになる、こういうふうなことを考えて現在の規定、内規ができておる。これは内規だと私思ひます。ですから百分の六十五というのも、これもいつもそうであるというものでなくて、それ以内ということでありまして、これらの規定についてもおそろく過去においても若干の変遷があつたものと私は思ひます。要するに民間の有能な方を政府機関に連れてくるためにこの程度のものが必要であつた、こういうふうなことを考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 それじゃ民間の資本金——どの程度のどの銀行と基金とはイコールするの、開発銀行はどの銀行というふうになつて、その役員は給与その他を検討せよということについては、またいろいろ問題が出てくるからそれはやめておきましょう。しかしあなたがございましてたように役人だけで運用できるのだったら、実際役人だけで済むのだから、いま言ったやうに半数だけは役人だけれども、あとの四割五分くらいはそうでない人が入っている。ということでは、できないから入っているわけですか。私は九十二の特殊法人の人的構成をずっと述べたいのですが、そういうことはやめておきましょう。しかし少しおかしいとは思ひます。それだけ反省していただければよろしいです。いかに国家の資金を——財政投融资とかいろいろありますが、いずれにいたしましても国家の資金ですよ。国の資金を使つてやっておる特殊法人が少しさういふ面においてぐうたらだとか、とかくあまり金のありがたみを考えずやっていると、このやうな、こういう考えがあります。そうでないといふのなら、この輸銀はすべて会計検査院の検査を経てやられるのだから、また繰り返してやりたい、こういうふうな思ひます。

それから次に伺ひたいのですが、輸銀法の四十條に余裕金の運用とありまして、国債の保有、資金運用部への預託、日本銀行への預金、こうなつています。現在輸銀は日本銀行へ幾ら預金いたしておりますか。いわばこういうきめ方をしておるのは、日本銀行は輸銀の親会的な存在ですか。今度の改正によつて輸銀の資本金は幾らなんですか。今度の改正が通つたらば千四百六十八億でしよう。では日本銀行は資本金は幾らですか。

○高橋(俊)政府委員 日本銀行は出資一億円と定めております。

○田中(武)委員 輸銀は今度改正が通れば千四百六十八億です。この千四百六十八億が余裕金を貯金するんです。預金するのは日本銀行なんですね。一億じゃちょっとおかしいと思ひませんか。このことにつきましては別な機会にまたやりますが、ちょっとおかしいと思ひませんか。

○高橋(俊)政府委員 輸銀の資本金の大きさは、実はその運用利回りと資金コストとを見合わせるために必要だ、わかりやすく言えばそういうことになります。ですからこういう毎年何百億の出資が必要になる。日本銀行の出資金の大きさは一億円で、まことにいまから見ればおかしいように考へるが、これはいづれあらためて申し上げてもいいのですけれども、簡単に申しますと日本銀行の出資金については金融制度調査会において専門の方々が長い間検討された結果といたしましては、むしろ無資本でいいのじゃないか、日本銀行の資本金を幾らにするかというところは、実はその本質とあまり関係がない、出資はゼロでもいいのではないかというふうな意見が大勢を占めておるやうなわけでありまして、日本銀行は証券機能を持つておる唯一の中央銀行でございまして、それに資本金あるいは出資の大ききさというふうなものを問題にすべきかどうか。なくていいのじゃないかという意見さえあるというところを申し上げておきます。

○田中(武)委員 私はなくともいいという理屈は一通あると思うのです。しかし千四百何十億円の輸銀が預金をする相手が数字で示したらそういうこと

になつてゐるというのはちよつとおかしい、こゝろ申し上げただけでありまして、いまあなたに改正せよと言つたつてあなたの方では改正できないのだから言いません。言いませんが、ちよつとおかしいとは思いません。なくてゼロならゼロ、私はそれで理屈は一貫すると思う。ある以上は現実に即さないければいけません、その議論はあとでしましょう。ちよつとおかしいと思うから申し上げただけです。

次に森永総裁にいまから一つ一つ伺ひたいと思います。四十六条開いて下さい。まず第一の本法によつて大蔵大臣に届けなければならぬという、こういう権限たとえば三十七条の決算報告とか、二十六条の予算編成の届け出とか、いろいろありますね。これはだれの責任ですか。

○森永説明員 お尋ねの点でございしますが、届け出の権限を、部下職員等にまかせることが法的には可能かもしれませんが、現状ではすべて総裁の名前において届けをいたしております。

○田中(武)委員 次の大蔵大臣に承認を求める事項、これの責任者はどなたですか。

○森永説明員 総裁の責任において承認を求めております。

○山中委員 本会議散会後に再開することし、暫時休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後三時五十九分開議
○山中委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田中武夫

君。
○田中(武)委員 はつぱつとやろうと思つたんですが、委員長の要望もあり、わが党理事の話もありますから、あとはもう簡単にやりたいと思ひます。

本会議前のあれは、四十六条の三号まで聞いたんでしたかね。登記義務は総裁に与えられた義務ですね。

○森永説明員 登記は総裁の名義で総裁の責任で行なわれますが、ただし登記の事務という点になりますと、委任状を出しまして、部下の職員に行なわせるわけがあります。

○田中(武)委員 十八條の業務以外の業務というのはどういうことですか。

○森永説明員 十八條には事ここまかに輪銀の業務が列挙してございまして、それ以外の業務は行なえないということになつておりますが、たとえば国内の設備資金の供給であるとか、あるいは国内、輸出されない物品についての運搬資金の供給とか、そういうようなことは法律上禁ぜられておるわけでございまして、十八條の各号に掲げる以外の業務、その他いろいろあると存じます。

○田中(武)委員 職員の手でこの十八條の三の第一項の規定等による資金の借り入れ等はできますか。

○森永説明員 十八條三の第一項は、輪銀の借り入れ限度を規定した条文でございまして、役員たる職員たるを問はず禁ぜられておるわけでござい

ます。

○田中(武)委員 限度を越えた借り入れ金等は一体だれが借りるのですか。

○森永説明員 総裁の責任において総裁の名前をもって借り入れをいたして

おります。

○田中(武)委員 余裕金の運用はだれがやるのですか。

○森永説明員 余裕金の運用もむろん総裁の責任でございしますが、実際の運用といたしましては短期証券の買入れ、これは非常にひんびんと行なわれまうので、部下の職員に運用を委任いたしましてなさいております。また日銀への預金につきましても日常の出入りがひんびんとございまして、これまた部下職員に委任いたしまして、それぞれその名義をもって行なわしめております。

○田中(武)委員 四十二條二項の大臣命令は、だれに対して出すのですか。

○高橋(俊)政府委員 大蔵大臣は輪銀の総裁に対して必要な命令を出すことができます。

○田中(武)委員 その命令を守る順守義務は総裁ですか。

○高橋(俊)政府委員 総裁はむろんでございしますが、一定の範囲内において総裁から委任をされておる者は当然にそれを守らなければいけません。

○田中(武)委員 一定の範囲内において総裁が職員に委任する、それは一体どの程度のものですか。

○高橋(俊)政府委員 その行為の決定が輪銀としても非常に重大なる意思決定ということではなく、たとえば先ほど総裁が説明されました余裕金の運用のようなもの、これは毎日余裕金を遊ばせないようにできるだけ利子のついた短期証券に運用しております。その金は、毎日受けと払いとの差額を見まして、売ったり買ったりするということとを、日本銀行に委嘱してやつておるものと思ひます。そういった、いわば

日常の当然な、常識を持つてやれば間違ひを起さないようなもの、そういうものについては、いま委任してゐると思ひます。

○田中(武)委員 いま言つてゐるうちに、一定の業務のうち総裁がやるべきあるいはやらなければならぬもの、職員に一部委任するという行為は内部規定ですか。内部における事務分掌の問題でありますか。内部規定によつて事務を委任する、そういうかっこうでございせんか。

○高橋(俊)政府委員 そうでございします。この法律に特別の定めはなくとも、普通の銀行あたりでも当然にいまやつてゐる程度のものは、内部規定によつて総裁は下に委任できるものと解釈しております。

○田中(武)委員 それじゃちよつと輪銀法第四十六條をあげてください。いま私が聞いたのは四十六條の一号から八号までのこれを具体的に聞いたわけですが、これによると、「役員又は職員」となつておる。そこで一号から八号までの間で、たとえば職員が違反を犯す余裕のあるのはどこですか。かりに登記なら登記のことについて委任を受けた、こういうことは内部の事務分掌の問題だ。だから登記義務に違反したことの責任は、当然法律に定められた、政令によつて定められておる総裁が負うべきだ。そうでしょう。あるいは余裕金の問題の運用につきましても、それは一部内部規定において、輪銀の内部の事務分掌といひますか、事務の分掌規定とか、あるいは内規とか、そういうものによつてやられる。したがつて表へ向いては全部総裁、あるいは総裁が事故あるときは副総裁を

の他定められた者、こういうことになつてゐる。そうすると四十六條各号の違反を職員が犯し得る余裕がどこにあるか、こういうことを聞きたいのです。

○高橋(俊)政府委員 先ほどの余裕金運用のような場合を考えますと、これは毎日毎日数字を見ながらやらなければならぬ、そういった事務につきまして、総裁が自分で日本銀行に電話をかけてきめるといふようなことは、事務の分掌からいひまして、適当でありません。部下の職員にある程度の範囲でまかしておる。もちろんこれはあとと決着といひますか、どうやつたという結果は上のほうまで見せることと思ひますけれども、そういった場合におきましては、やはりかりにその經理担当の部長がなかだちいたしました、それがまあ通常考えられないことであつても、定められた範囲外に余裕金運用をかりに行なつたといひますれば、その場合において総裁のみを罰して、担当者は罰せられない、罰するといひまして、これはいわけゆる刑事罰ではございしますが、そういう場合には過料でございまして、当該担当の、毎日責任を持つて行なうべき部長が罰せられなくて、総裁のみが罰せられるということとはちよつとおかしいのじゃないかという感じもいたすわけで、その場合、私も職員が罰せられることもあり得ると思ひます。

○田中(武)委員 あなたが設定されたような事例の場合は、私はこれによる行為ではないと思ひます。むしろ内部における内部規律の違反とか、あるいはまかせられた権限においてやつたときには、別個に横領とかあるいは背任とかいうことが出てくると思ひます。こ

の法律でいう罰に相当するものじゃないかと思ふのです。これはもうあなたとやっておつても時間がたつばかりで、あなたははっきり言つてよくわからぬのだ。わかるという事になつたら一つずつ聞きますがね、わからぬのです。それじゃばくの言つたことかどうか。

○高橋(後)政府委員 だいたいの設例は現状に当てはめて申したので、もし従たる事務所、つまりいわゆる輸銀の支店をつくつた場合ですね、大阪に支店をつくつた場合におきましては、その支店における業務を総裁が全部責任を持つて日常のことをやるという事に参りません。相当広範な範囲において支店長に権限が認められると思ひます。そういう場合には当然この条文が関係してくるのじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 その場合は、また論議を煮し返しますが、十五条による委任でしよう。前にも言ひましたが、十五条の委任の範囲はどういうことなんでしょうか。

あなたじゃ答えられないでしようやうてごらん。

○高橋(後)政府委員 非常に専門的なことになりまして、隣に専門家がおりますからお願いいたしますが、私がお答えしますとすれば、十五条の場合は特に包括的な権限を委任することができるといふことをきめておるわけですから、部分的な通常の金融機関においてあるようなことは当然に行ない得る、一部の権限委任はこの定めがなくても当然行ない得るが、この十五条においては包括的な権限の委任を定めてある、こういうふうに解

しておるわけでありまして。

○田中(武)委員 あなたが先ほど言われた大阪に従たる事務所を設けた場合云々というものは、この法律でいう三条の二項の事務所じゃないでしよう、事務所なんですか。

○高橋(後)政府委員 三条二項による事務所です。

○田中(武)委員 総裁、いまの大阪は三条二項による事務所ですか。それならば大阪の事務所に對して登記していただきますか。

○森永説明員 大阪の事務所は三条二項の従たる事務所ではございません。

○田中(武)委員 そうでしよう。銀行局長、どうなんですか。あなたは監督しておるでしよう。取り消しなさい。

○高橋(後)政府委員 私が先ほど述べましたのは、大阪に従たる事務所を設けた場合と申しまして、現状はそうではないといふことを前提に申し上げました。ですから、仮定のお話を申し上げます。

○田中(武)委員 それならよろしい。それじゃ、現在の大坂事務所ではどういふ権限がありますか。あなたが言うた場合じゃなくて、現状のやつはどうですか。それで、三条二項の場合は十五

条が動くのです。いわゆる裁判上、裁判外の一切の行為を行なう代理権を持つもの。ところが現在のやつはそうではない。だから、裁判上一切の行為は裁判外の一切の行為を行なう代理権を持たないのです。そうしますと、内部規定なんですか。そうじゃないですか。

○高橋(後)政府委員 現在の大坂事務所と俗に稱してありますものは、この三条にいう従たる事務所ではございませ

んで、内部規定によつて設けられたものであります。

○田中(武)委員 そういたしますと、結局はかりに職員がこれらの各号違反の事項がありとしても、それは内部の規律に関する問題、内部規定違反です。あるいは預貯金の運営等にかつてに違法にやつた場合は刑法上の問題が起こつてくる、この四十六各号ではない。どうですか。

○高橋(後)政府委員 ですから、三条にいう従たる事務所が十五条における包括的な代理権を与えられるという場合はともかくとしまして、そうでない場合におきまして、内部規定によりまして一部権限委任を受けて、一部の業務を、総裁を代行する場合があるわけでございます。そういう場合にはやはり四十六各号の規定が働くといふことを申し上げたわけでありまして。

○田中(武)委員 内部の事務分掌というものは、この輸銀自体がきめたものなんです。そうでしよう。輸銀の中の事務分掌であり、服務規律になるのです。それとこの法律自体がいう四十六各号とは違ひます。そうじゃないですか。

○高橋(後)政府委員 私は、この十五条の規定は、特に包括的な委任を与えることができるという意味において法律が必要である、しかし包括的な委任でなくても、一部の委任といふことはあり得るものといふことですね。ですからこの十五条の権限委任のあつた場合以外には四十六各号は働かないといふ解釈にはならないんじゃないか、部分的な委任の場合でも、それがたとえ内部規定でありましても、通常の銀行の運営上必要な、あるいは当然慣習として

も認められてゐる程度のことは、総裁が全部直接やるんじゃない、部下が執行するのが当然で、それを内部委任できめておる、こういう場合があつても少しもおかしくない。ですからそういう場合にはやはり職員が何らの責任も問われないといふことではないのではありませんか、職員といふこともやはり問われないことがあつてしまふべきであるといふことではないですか。

○田中(武)委員 私は内部の事務分掌あるいは内部の規律、そういうような内規によつて総裁が本来行なうべき、総裁が責任者たるべきものを、それはもちろん各職員にやらすのですけれども、それがあつてはいかぬといふ言ひではない。あつてもいいのです。しかしその者が何らかの違反をやつたときには、この法律でいう四十六各号の規定違反ではなくて、まず部内の規定で、いわば職務命令の違反だとか、職務上の違反行為ですよ。違法行為ですよ。したがつて、まずそれが動くべきではないか、しかもそれがたとえ背任とないか、しかもそれがたとえ背任とあるいは横領とか、こういうようなことになれば当然刑法が動くわけですよ。私が言つてゐるのはそういう場合は全部内部規定なんだ、だから内部に於けるいろいろな規律とが業務命令に關係する、しかし四十六各号のいわゆる違反行為ではない、たとえば登記にしてもそうでしよう。登記の義務者ははっきりと総裁ときまつてゐるでしよう。それが二週間以内に登記をしなかつた場合だれが責任を負う、商法によるところのあれがありますね。これも過料がありますけれども、これは当然総裁が払うのです。書類を持つて登記所に行くやつが途中でお茶を飲

んでおつてその日におくれたというのはこれじゃないのですよ。いいですか。これはあなたに言つたつてわからぬから、さつきの吉国君と勝負しよう。そこで、法制局に言うのですが、これはしつちゅうなんだが、こういう具体的に当てはめてみると違反するやうなことが考えられないやうな場合でも、特殊法人に對してはすべて役員または職員に對して云々といふことばで、同じ罰則規定を置いておる。たまたまこれは過料だ、しかししもつと強い罰金その他の形のあるやつもおおむね同じやうな書き方をしておる。これを検討すべきであることは私は前から言つてきたのです。それとも銀行局長、あなたはよく知らぬならば登記からまず伺ひましよう。登記の場合に職員がこれに違反するやうな行為はどんなときに具体的に起こりますか。

○吉国政府委員 だいたいの第四十六各条の適用をめぐるしまして、田中委員と銀行局長との間の応答をわきから伺つておりました、この四十六各条につきましては、私も前に商工委員会でも申し上げたことがあります、第十五条の場合のみならず、個別的に権限の委任によつて代理権を付与されたり、あるいは代理権はなくとも事務の委任といふことは理論上はございませう、第四十六各条の罰を職員が科せられることではないといふことを言ひ切ることはできないと思ひますが、ただ刑事政策と申しますか、罰則の科罰をいたす立法政策といたしまして、職員まで罰する必要はないではないかといふ御趣旨もつかはれますので、その点につきましては、私のほうでも慎重に検討いたしました、これは特殊法人法全

部を通じる問題ではございますが、検討してやってまいりたい、かように考えております。

○田中(武)委員 これは笑いごとではなくて、たとえ過料にしろ、罰金にしろ、人を罰するという規定なんです。

この人を罰するという規定が一つのタイプがあって、この特殊法人にも、この特殊法人にもやっていくことに對していきさかの疑問があるから言っておるのです。そこで、人を罰するという立法に對して法制局がもっと慎重に、一ぺん検討しよう、そういうことであるならばこれでありますが、この国会でも終わつたら、さつそく法制局會議でも開いて、一ぺん權威ある解答を出してもらいたい。私とあなたとあるいは山内第一部長とがしよつちゅうやつておつても結論が出ない。しかしぼくのほう七分どおり押しておるのはそれは認めるのですよ。だからあなたのほうで検討する必要があると思うのです。どうです。

○吉国政府委員 先ほど申し上げましたように、検討したいと思つております。

○田中(武)委員 三十八条の国庫納付金ですね、最近の国庫納付金はどのくらいですか。

○高橋(修)政府委員 最近では償却及び貸し倒れ準備金を積んだあとには収益は残りませんので、ゼロでございます。

○田中(武)委員 これはゼロなんです。か。できてからずっと、どうですか。これはできたとき二年間ほど余裕を置いて、二十七年かなんかに政令をもつてやり方を定めておりますね。それはできてから二年ほどの間は納付金はな

いだらう、三年目くらいからもうかるだらうということを予想した立法だと思ふのですよ。そうでしょう。納付金の規定があつてそれを現実に履行する政令は二十七年にきめておりますね。二十五年に銀行ができて、それで政令は二十七年にきまつておるのですよ。というところは、二年間は余裕を持ったのです。すなわち二十七年からは余裕金が出るものと立法は考へておるわけですね。二年間の余裕を置いておる。そうでしょう。政令は二十七年につくつておるでしょう。それからそれ以後一つもなしですか。

○高橋(修)政府委員 国庫納付金は二十七年年度におきまして七億二千九百万円、二十八年年度八億三千八百百万円、二十九年年度三億五千四百百万円、三十年年度一億八千万円で、四十年年度間は納付金でございますが、以後はゼロになつております。

○田中(武)委員 ゼロになつた理由はなんですか。

○高橋(修)政府委員 これはほとんど全く資金コストと運用利回りの問題から来ておるわけでございます。現在は四分四厘程度と申しましたが、これはもちろん各年度同じではございませぬが、概して運用利回り四分台というふうな低い数字であります。当初は輸銀は出資のほうが多かつたのです。それがだんだんに借り入れ金のほうが多くなりまして、資金の構成が借り入れ金に重点が移つてまいつた。政府出資は必要な最小限度において行なわれておりますためにこのような結果になつたわけでありまして。

○田中(武)委員 これでもうおきます。この特殊法人は収益を目的とした

ものでないことはわかつています。したがつて国庫納入金がないからけしからぬとは言いません。特殊法人はそういうことを目的としない。だから収益を上げなくても、この定められた目的に對する役割りを十分果たしておつたらいふと思ふのです。しかし、もうあまり言いたくないのですが、そういう国庫納入金ゼロであれば、給与やら退職金やらというものをもう一ぺん考え直さなければなりません。同時に、吉国さん、先ほど来私盛んに特殊法人の形態についてやかましく言つてきました。その名前もいろいろと、銀行という名前——これは銀行ですね。公社、公団、事業団、協会、基金、いろいろあるわけですね。あなたから回答にかえての資料をもらいましたが、これはこういうものがあるというだけで、どういうものを基金とし、どういうものを公庫とし、どういうものを公団とするといったようなはっきりした定義が下されてないのです。これに對して法制局はもつとびしゃつと交通整理をしてもらいたい。そういう名前を法制局がつけるのか。原局がつけるのか知りませんが、こういうものは公庫、こういうものは公団、こういうものは基金、こういうものは事業団というふうなそれぞれの定義がびしゃつとしなければいかぬと思う。それがなされてないのです。ただ、公庫はこうこうこういうものがある、こうこうこうた書いてあるだけです。だから少しも定義というものがはっきりしないわけです。私は特殊法人についていろいろなことを伺いました。これをあなたに十分に聞いておられたはずですから、法技術としても考へてもらいたい。

そういうことを申し上げます。委員長、これでおきま。

○吉国政府委員 先ほどの特殊法人の名称の問題でございしますが、その答弁にかえて差し出しました書面で述べてございまして、現在の公社、公庫、基金、銀行、公団、事業団がどういふものがあるかということ、どういふものにそういう名称をつけておるかということもあわせてお答え申し上げます。その点は、名称がかりにどうつけられようとも、法律問題として特に憲法に違反するとかあるいは非常に合理性を欠くというふうな場合は、もちろん名称の問題でも法制局がいろいろ申すことになつますが、名称の問題はどうつけられても、原局が非常に希望するような場合には何かいろいろな名称がつくこともございまして。そういうふうなわけで従来はやや不統一な点もございしましたが、実はこちらへ参ります前に上司とも相談をいたしましたので、今後はお答え申し上げたような基準で、それを原則にして名称も統一をはかつていくということにいたしておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

○山中委員長 ほかには御質疑はありますか。——御質疑はないようでありますから、本案に對する質疑はこれにて終了いたします。

○山中委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、これを許します。卜部政臣君。

○卜部委員 私は、日本社会党を代表いたしましたして、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に對しまして反對する理由を明らかにしたいと思ひます。

申すまでもなく、財政運営の原理はあくまでも民主的な財政運営と憲法の精神を尊重しなければならぬと考えますし、また今日の日本における民主主義から特に強調されなければならぬと思ふのであります。

今回提案されました日本輸出入銀行の一部を改正する法律案も、かかる意味からいきましたならば、十分に国会において、審議できるものでなくてはならないといふことは言うまでもないと思ふのであります。しかるに、提案理由第三にあるように、政府が予算で定める金額の範囲内において日本輸出入に追加して出資金を増加するものがあるこの項は、予算に計上すれば自動的に、法律の議決事項ではなくなる、ことばをかえて申し上げますならば、このような改正をしてしまつたほうが、うるさくなくてよい、野党からの攻撃や批判等がなくてやすやすと運営できる、こういうことだと思ふのであります。今日の財政というものが、非常に領域が拡大をされ、かつ予算上のこまかい内容に至るまでの議会の承認を受けなくてもよいという項目がふえております。財政投融資がわかりでありまして、さらに産投會計の出つた金についてもしかりであります。国会の審議に供されないうで流れていくというこの事実を見た場合に、日本輸出入銀行法の一部改正法律案もその例に漏れずに、国民の目を瞞すための改正の方

向であると思います。民主的な権利が国会に集中されている以上、国民の税金がどのように使用されているかを国会でできる限り審議されることが望ましい方向だと思っております。したがって、この法案は議会の権能の縮小と民主的財政の審議権の縮小である以上、わが党はこれに賛成するわけにはまいりません。明確に反対をいたしましたと思うのであります。

また同時に、審議時間が不足のために、理事一名増の問題に関連をする、特殊法人の年々増加の傾向の問題、さらにこの問題についての政府の統一的見解とその運営についての問題が明らかにされておられません。同時に天下り人事、さらには給与問題に対する問題等がまだ十分に納得されていません。この問題は、行政管理庁長官並びに官房長官の善処する旨の確約がなされたといながらも、問題があるところであります。

以上のような観点に立ちまして、この法案に反対をいたすものであります。(拍手)

○山中委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○山中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山中委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○山中委員長 次会は明十九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

昭和三十九年二月二十二日印刷

昭和三十九年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局